

甲斐市議会決算審査特別委員会会議録

1. 開催日時 平成27年9月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（18名）

委員長	清水正二君	副委員長	五味武彦君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	金丸寛君		小澤重則君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	米山昇君		山本今朝雄君
	長谷部集君		三浦進吾君
	山本英俊君		内藤久歳君
	小浦宗光君		池神哲子君
	保坂芳子君		樋泉明広君

欠席委員（1名）

赤澤厚君

傍聴議員（1名）

議長 有泉庸一郎君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	清水春雄君	生活環境部長	長田治君
福祉健康部長	内藤光二君	上下水道部長	飯沼覚君
収納課長	石合雅史君	保険課長	加藤文雄君
市民活動支援課長	長谷川秀明君	環境課長	小田切聡君
長寿推進課長	土屋達巳君	上水道課長	小林信生君

下水道課長	山田 洋 君	管理係長	小宮山 佳浩 君
徴収係長	久保田 浩 君	国民健康保険係長	金子 智奈美 君
高齢者医療・年金係長	小林 一三 君	市民生活係長	新津 誠 君
環境保全係長	鷹野 久 君	長寿あんしん係長	塚田 英仁 君
介護保険係長	山田 郁子 君	介護予防推進係長	小池 清美 君
介護認定審査会	山口 文六 君	施設管理係長	水川 良一 君
工務係長	小宮山 厚 君	下水道総務係長	小松 利也 君
建設管理係長	芳賀 康貴 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川 訓	書記	山岡 広司
書記	石原 大助	書記	有野 恵里

開会 午前 9時29分

○書記（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。

きょうは決算審査特別委員会5日目ということで、ご参集ご苦労さまです。

いよいよきょうが最終日ということになりますので、よろしく申し上げます。

また、内容につきましては特別会計ということになりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

それでは、清水委員長より挨拶をいただき、進行のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（清水正二君） 改めまして、おはようございます。

きのうのニュースで何かノーベル賞を、また候補ということで日本人の森教授と坂口教授ですか、2人のノーベル賞候補というふうなことで言われております。甲斐市の中で、子供たちの将来に、ノーベル賞をもらえるような子供たちが生まれてくるといいなという希望を持っております。

先ほどもありましたように、きょう決算審査特別委員会は5日目で、最終日でございます。慎重審議、また、スムーズな進行をお願いいたしまして挨拶いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、赤澤委員は欠席の旨の連絡がありましたので、報告をいたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（清水正二君） いよいよ最終日になりますが、各特別会計及び水道会計の審査を行います。

限られた時間内の審査ですので、委員各位のご協力をお願いいたします。

審査に当たり、質疑は一問一答で簡潔をお願いいたします。また、当局側の答弁も簡潔に説明していただきたいと思ひます。皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、認定第2号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） 改めまして、おはようございます。

それでは、保険課から国民健康保険特別会計につきましてご説明をいたします。

まず、決算書の151ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出総括表の2、歳入額79億1,368万7,683円に対しまして、3、歳出額76億2,030万509円で、4、歳入歳出差引過不足額につきましては、2億9,338万7,174円となりました。

続きまして、歳入、国民健康保険税の収納状況からご説明をいたします。

決算書の158ページ、159ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきましてご説明をいたします。

1款国民健康保険税は、平成22年度に税率を改正して以来、据え置いております。現年調定額は被保険者数の減少に伴いまして減少し、保険税収納済額も同様に若干の減少となっております。全体の調定額27億9,968万2,192円に対しまして、収入済額は19億7,879万7,082円、現年度分の収納率は90.65%、滞納繰越分は21.94%となりまして、前年度と比較して現年課税分が0.72ポイント、滞納繰越分が0.95ポイント上がりました。不納欠損額につきましては8,911万1,032円、これは、時効消滅、執行停止、即時消滅等によるものとなっております。

それでは、税目ごとにご説明をいたします。

1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額、1節医療給付費現年課税分12億1,450万5,696円、2節後期高齢者支援金分現年課税分3億2,144万3,628円、3節介護納付金分現年課税分1億3,234万6,001円です。介護納付金分につきましては、40歳から64歳までの被保険者に賦課されるものとなっております。4節医療給付費滞納繰越分1億2,245万6,156円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分3,011万6,131円、6節介護納付金分滞納繰越分1,905万5,280円となっております。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分8,374万4,524

円、2節後期高齢者支援金分現年課税分2,186万7,814円、3節介護納付金分現年課税分2,515万1,223円となっております。4節医療給付費分滞納繰越分522万2,539円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分134万7,804円です。

続きまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

6節介護納付金分滞納繰越分154万286円の収入済額となっております。

2款使用料及び手数料、1項1目手数料、1節督促手数料は163万1,900円となっております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分療養給付費等負担金11億2,901万2,114円は、一般被保険者の療養給付費及び療養費、高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金の約32%相当額が交付されるものとなっております。

2目1節高額医療費共同事業負担金3,788万2,253円は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するための制度で、保険者が負担する拠出金に対して国及び県がそれぞれ4分の1を負担するものとなっております。

3目1節特定健康診査等負担金955万2,000円は、特定健康診査等に係る経費に対する国の負担金です。内訳は、特定健康診査負担金と保健指導負担金となっております。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金2億8,383万7,000円は、市町村の財政力の不均衡を調整するための交付金となっております。2節特別調整交付金2,483万2,000円は特別な事情に対する交付金で、20歳未満の被保険者が多いことに対して2,183万8,000円、被扶養者減免に対するものに29万8,000円、システム等改修に対しまして170万3,000円、国保事業報告システムに対し99万3,000円となっております。

決算書162、163ページをお願いいたします。

4目高齢者医療制度円滑運営事業補助金につきましてはございませんでした。

4款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分療養給付費等交付金3億5,481万7,000円は、退職被保険者の保険給付費の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものとなっております。2節過年度分療養給付費等交付金は、3,592万914円となっております。

5款1項1目1節前期高齢者交付金20億5,198万3,694円ですが、各保険者間の医療負担の不均衡を調整するための交付金制度となっております。65歳から74歳の前期高齢者被保険者が少ない被用者保険は社会保険診療報酬支払基金に対し納付金を納付し、前期高齢者が多い国民健康保険のような保険者は交付を受けるという制度となっております。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目 1 節高額医療費共同事業負担金3,788万2,253円は、国保財政の基盤安定を図るため、市の拠出金額の4分の1を県が負担するものとなっております。

2 目 1 節特定健康診査等負担金955万2,000円は、特定健康診査等に係る経費に対する県の負担金で、補助率は3分の1となっております。特定健康診査負担金及び特定保健指導負担金となっております。

決算書164ページ、165ページをお願いいたします。

2 項県補助金、1 目 1 節老人医療費対策費補助金170万6,000円は、県単老人医療費助成事業に伴う医療費の波及増分の費用に対し、5分の3を県が補助するものとなっております。なお、この制度につきましては、24年度末で終了したことから、金額が減額となっております。

2 目 1 節乳幼児医療対策事業費補助金274万8,875円、3 目 1 節ひとり親家庭医療対策事業費補助金257万7,948円、4 目 1 節重度心身障害者医療対策事業費補助金3,013万4,623円は、県単独事業の医療費自己負担分窓口無料化による医療費の増加分を国庫負担金等から減額する措置を国がとっております。その減額分の2分の1を県が補助金として交付するものです。

5 目 1 節都道府県調整交付金 3 億7,207万8,000円は、国保財政の安定化を図るために交付されるものとなっております。普通調整交付金 2 億8,218万9,000円、特別調整交付金 8,988万9,000円となりました。

7 款 1 項共同事業交付金、1 目 1 節高額医療費共同事業交付金 1 億2,051万7,886円につきましては、高額療養費が国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト 1 件当たり 80万円を超える高額医療に対して、超えた分の100分の59が市町村に交付されるものとなっております。

2 目 1 節保険財政共同安定化事業交付金 5 億997万3,593円は、県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト 1 件当たり 30万円を超える医療費に対して、8万円を超え80万円未満の部分の100分の59の額が市町村に交付されるものとなっております。

決算書166、167ページをお願いいたします。

8 款財産収入、1 目財産運用収入、1 節利子及び配当金90万5,000円は、財政調整基金の運用利子となっております。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分 2 億 8,890 万 7,532 円は、国民健康保険軽減額に対し、補填分として一般会計から繰り入れたものであります。県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担しております。なお、保険税軽減分につきましては、制度改正によりまして軽減範囲の拡大がされておりますので、その関係から、前年度と比較しまして約 3,400 万増額となっております。

2 節保険基盤安定繰入金、保険者支援分 6,072 万 9,240 円は、保険者の財政基盤強化施策として、保険税軽減対象者数に応じた算定による繰り入れとなっております。低所得者を多く抱える保険者を支援する制度となっております。国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 の負担となっております。

3 節職員給与費等繰入金 9,392 万 632 円は、職員の人件費 5,625 万 9,589 円と事務費 3,766 万 1,043 円に対する繰り入れとなっております。

4 節出産育児一時金等繰入金 2,734 万 9,333 円は、出産育児一時金 98 件分の 3 分の 2 に相当する金額を一般会計から繰り入れたものとなっております。

5 節財政安定化支援事業繰入金 1,893 万 2,000 円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために保険者の事情により繰り入れをするもので、甲斐市の場合は高齢者（60 歳から 74 歳）の方の割合が多いことが該当しております。

6 節その他の繰入金 4,442 万 9,779 円は、県単老人医療費や乳幼児、ひとり親、重度心身障害者医療に対する県単窓口無料化事業及び市の子ども医療費の窓口無料化事業に対しまして国庫負担金が減額される措置がとられることから、県単老人医療費は減額分の 5 分の 2、その他は 2 分の 1 を一般会計から繰り入れしております。

2 項基金繰入金はございませんでした。

次に、10 款 1 項繰越金、1 目 1 節療養給付費等交付金繰越金はありませんでした。

168 ページ、169 ページをお願いいたします。

2 目 1 節その他の繰越金 3 億 5,650 万 7,901 円は、前年度からの繰越金となっております。

11 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目 1 節一般被保険者延滞金 1,886 万 4,311 円は、過年度分納付に係る延滞金収入となっております。

2 目退職被保険者延滞金から 5 目過料はございませんでした。

2 項雑入、1 目滞納処分費につきましてもございませんでした。

2 目 1 節一般被保険者第三者納付金 362 万 3,770 円は、交通事故等で第三者に原因がある傷病に対して、被保険者への利便を図るために一時的に国保が医療費を支出し、後日、損害

保険会社等から第三者が負担すべき額が国保会計へ支払われるものとなっております。

3目退職被保険者等第三者納付金はございませんでした。

170ページ、171ページをお願いいたします。

4目1節一般被保険者返納金143万4,652円は、被保険者が国保資格の喪失後保険診療に保険を使った場合、国保負担分である7割分等を返納したものとなっております。

5目1節退職被保険者等返納金12万5,104円は、退職者等に係る返納金です。

6目1節雑入52万1,294円の内訳ですが、老人保健拠出金還付金が1万3,136円、指定公費負担金が50万8,158円となっております。

以上が歳入となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は厚生環境常任委員会になります。

所管の委員から質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの説明で、前年度比較して減ったという理由を説明してもらったんですけども、歳入でね、国保の場合。そういう説明だったですよ。その減った理由というのは、何という説明を。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 税の調定が減った理由ということでよろしいでしょうか。

○委員（内藤久歳君） そう。

○保険課長（加藤文雄君） これにつきましては、被保険者数の減が主な要因となっております。

○委員（内藤久歳君） 被保険者が減ったと。

○保険課長（加藤文雄君） はい。年々、後期高齢に移っていく方の増加、また、社会保険に入っている方が近年少しふえているという傾向がありまして、そういったことから被保険者数が減っております。

以上となります。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、この傾向というのは、だんだんふえていくという傾向になるのかな。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 傾向といたしましては、高齢化が進んでまいりますので、後期高齢者医療のほうへ移っていく方が年々増加しますので、減少傾向となっていくと思われま
以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに、質疑は。
松井委員。

○委員（松井 豊君） ジェネリック医薬品の関係の取り組みが行われていると思うんですが、具体的には、成果というか、数的には出ているんでしょうか。あったら参考に。

○委員長（清水正二君） 松井委員、ジェネリックの場合だと、今、歳入ですので。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第1款の国民健康保険税でありますけれども、平成26年度の世帯当たり、1人当たりの税額はどのくらいになりますか。対前年度と比較してふえているか減っているか、教えてください。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。
加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 調定額となりますが、26年度の世帯当たりの調定額が17万5,557円、1人当たりの調定額が10万163円、それから、25年度が、世帯当たりが17万8,636円、1人当たりの調定額が10万1,082円となっております。
以上です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、平成25年度と26年度を比較しますと、1人当たり、ま

た、世帯当たりの保険料は下がっているというふうにとってよろしいでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） おっしゃるとおりでして、世帯当たり、1人当たりにつきましては若干減少傾向となっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど国民健康保険税全体の対前年度比で見ると減っているということですが、それでいいですか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） はい、委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 幾らぐらい減額でしょうか、参考にお聞かせください。

○委員長（清水正二君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 調定ベースで、現年度分が3,680万円ほど、前年に比べて減少しております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1人当たりの保険料が、先ほどのお話だと平成26年度10万163円と。

この内訳であります、医療給付費、後期支援金、それから介護納付金の負担状況ですが、3種類に分割されると思うんですけれども、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） お尋ねをいただきました医療分、介護分、支援金分の内訳というお話なんです、そこまで細かい統計資料は作成しておりません、申しわけございません。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） また後で教えてください。ただ、159ページの中の医療給付費分現年度課税分1、2、3と出ておりますので、それで今お聞きしたんですけれども、平均は出てくると思うんですが、わかりました。

じゃ、次に教えていただきたいのは、最高限度額が平成26年度変わらないんでしょうか。

国保税の最高限度額、要するに、それ以上は幾らかわかりませんが払わなくていいと。まず収入によってでしょうけれども、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（清水正二君） しばらくお待ちください。

○委員（樋泉明広君） 後でまた、じゃ教えてください。

○委員長（清水正二君） よろしいですか、じゃ、調べて……。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 申しわけございません。

26年度、法改正がございまして、医療分が最高限度額が51万、後期高齢者支援金分が16万、介護保険分が14万ということで、全部で最高で81万が最高限度額となっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ありがとうございます。

この最高限度額は平成26年度上がったですか、前年比で比べて上がっているか上がっていないか。これまた、参考に、ことし平成27年度はどうなのか、その辺も教えていただければありがたいですが。

○委員長（清水正二君） 金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 26年度が、後期高齢者支援金分で2万円、介護分が2万円ということで、4万円上がっております。

平成27年度も改正のほうがございまして、医療分が1万円、後期高齢者分が1万円、介護分が2万円ということで、4万円上がっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、平成26年度は、この81万というのは、4万円上がって81万と。平成27年度はさらに4万円上がって、今度は85万ということですね。うんじゃなくて、返事して教えてください。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） はい、そうです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） じゃ、滞納のことについて教えていただきたいと思うんですが、大分滞納する世帯も、人もいるんですけれども、平成26年度の滞納額と滞納世帯について教え

てください。

○委員長（清水正二君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 平成26年度につきましては、8億1,834万9,000円ほどの滞納繰越分がございます。世帯でいきますと、約1,500世帯ぐらいと思われま。

以上です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 滞納世帯、滞納者はふえているですか減っているですか。平成25年度、それまでも含めてだけれども、減っているかふえているか、教えてください。

○委員長（清水正二君） 石合収納課長。

○収納課長（石合雅史君） 横ばいでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 後で出てくるかもしれませんが、国保の財政調整基金、国保基金、どのくらいになっているか、ちょっと。後でやりますかね。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 26年度末現在で約6億300万となっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは、ふえているんでしょうか減っているんでしょうか。ちょっと不思議なのは、国保税が据え置きになっている、23年度からですか、そして、最近国保へ加入されている方もだんだん減っているという状況の中で、この基金はふえているんですか減っているんですか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 基金残高につきましては、ふえている状況となっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 何だか加入者が減って、また、今言ったようにあちこち減っているという状況のもとでの基金がふえているという現象というのは、収納率を高めるとかいろいろ努力はされていると思うんですが、どういうことが影響しているんでしょうか。要するに、繰越金が基金のほうに支払う金額が多いということ、その辺の……。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 委員さんがおっしゃられましたように、保険税の収納率の向上というのが1つはございます。それから、前期高齢者交付金ですが、共同安定化事業の交付金

がふえているといった、そういった複数の要因が重なって、繰越金が現在はふえ、また、基金のほうへ積み立てができていているという状況でございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（樋泉明広君） いいです。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 先ほど滞納の話が出ておりますが、8億1,000万以上ということで、保険証の未交付世帯についてお伺いしますが、未交付世帯に対する何か対策というのは、26年度はされたんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 26年度中につきましては、例年どおりの対応をしておりましたが、今年度の当初、26年度の3月末になるわけですが、短期証のとめ置きとなっている世帯に一斉に保険証を全員に発送いたしまして、交渉の機会を設けるという意味合いもありまして、1カ月の短期証を短期証対象者に対しましては全員に郵送で交付をしたところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） ちょっと過去の26年度のことなんで、じゃ、今は、今年度やっているというお話で、その成果を見たいと思うんですが、27年の決算で。この26年度の場合、8億1,000万の中にその未交付世帯の分というのは入っているのかなと思うんですが、計算されているのかなと思うんですが、大体、その分というのは、何世帯でどのぐらいのあれなんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 26年度3月末の未交付世帯数で397世帯、それから、被保険者数で647人となります。

○委員長（清水正二君） いいですか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） それとあと、金額ね、大体。それと、今おっしゃった8億何千万と、

1,500世帯の中にこれが入っているのかどうか、お伺いします。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今の滞納繰越の中には、この短期証の方々の保険税の未納分も入っております。

〔発言する者あり〕

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） すみません。滞納繰越分の中には、短期証の方それから資格証の方もいらっしゃいます。そのさらに内訳ということになりますと、そこまで詳細に内訳を計算しておりませんので、申しわけございませんが、そこまでは把握できておりません。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） やっぱり、この人たちの保険料というのは、あることはあるわけですよ、払うべき保険料というのが。そういうのはちゃんとその中の滞納分としてきちっと計算されていないと、その人たちが27年度は期待できるわけですけれども、397世帯分は。全額はあれかもしれませんけれども、きちんとしたものというのは必要なんだと思うんですけども、どうしてそれが入っていないのかお聞きしたいんですけども。

〔「さっきの滞納者整理をしているでしょう」と呼ぶ者あり〕

○委員（保坂芳子君） 保険料だから。

〔「滞納者整理はしている、それを分けていなくても」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 短期証と資格者証の滞納額というお話になろうかと思いますが、個人ごとには当然全員を管理しております。その中で滞納整理をしておりますので、ただ、それを今度、短期証それから資格者証の人という区別は、滞納額としてはしておりませんので、そこまでの管理が逆に必要ない。あくまでも個人を管理するものでありまして、その保険証の種類ごとで管理をするという必要性がございませんので、そこまでの管理はしていないという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 私が聞いたのは未交付世帯ですから、未交付世帯というのは社会保険の人もあるかもしれないですよ、保険交付している。その人の分類というか、どういう状

況になっているかをちゃんとやっていないということになってしまうような気が、そんなことはないですか。未交付世帯の状況は、きちっと把握できているんですね。状況、内容。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 未交付世帯につきましては、当然勧奨もしておりますし、社会保険等に切りかわっている可能性のある方につきましては、年金の情報をもとにしまして社会保険への切りかえの、実際に保険証を持っていても国民健康保険を脱退、喪失をするという手続をしていらっしゃる方がいますので、そういう方々につきましては毎月勧奨の通知を出し、また、届け出をしてくれない方につきましては、また再度勧奨の通知を出すという手続をとっております。その中で、年金の情報をもとに、ひとり世帯とかの場合に限定されるんですが、被扶養者の方がいる場合ですと、どうしても確認がし切れないケースが出てきますので、それ以外のひとり世帯の方につきましては、職権で喪失の処理をするというようなケースもございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 申しわけないですね、何か何回も言って。

私が言いたいのは、未交付世帯の中には「保険なんて」と言う人がいると思うんですね。やっぱり、そういう人が一番保険が必要な、保険の必要性というのはやっぱり説かないと、全員が何かの保険には入って皆保険というのが、やっぱり国民のそういう権利でもあるし義務なわけだから、そこをきちっと今回できるのかな。今度、マイナンバーになると、そういうことがきちっとされる、もっとされて明らかになってくるから、こういった問題は起きないのかなと思うんですけれども、これから解決できるからいいんですけれども、滞納とかそういうところにどのぐらいの影響があるかと思ってお聞きしたので、また聞きにいきますから、いいです、そこまで。もし情報がなければなんなんですけれども、何か言いたいことがあればどうぞ。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 161ページですけれども、督促手数料ありますね。これは、どのくらい、何件ぐらいあったのか、ちょっとお聞きしたいと思って。

○委員長（清水正二君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 国保税の督促に関しましては、第1期から第8期分、それから随時で4回、年間計12回ほど発送しております。発送の通知数が、1万8,151件の通知数を発送しております、それに対する督促手数料ということになります。

以上です。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 件数を聞くと驚く数字ですけども、逆に言えば、1戸当たりの督促手数料を値上げといいますか、そういう考えがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○委員長（清水正二君） 石合収納課長。

○収納課長（石合雅史君） 現在が、国保の督促それから市税3税の督促に関しましては、1件につき単価が100円ということで徴収をしております。その辺の事務経費等を総体的に考えまして、検討をするべきものかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（三浦進吾君） わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 167ページの出産育児一時金なんですが、繰り入れ、98件の金額ですよ。当初、これはどのぐらいの予定でいて、見込みから何件ぐらい少なかったのか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長、答弁を求めます。

○保険課長（加藤文雄君） 当初予算の時点では、135件を予定しておりました。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） これは保険課の仕事ではないんだと思うんですけども、かなり40件近くは予定まで行かなかったということなんで、これというのは例年の予想に比べてこのぐらいというのは、かなりやっぱり出産件数というのは少なくなっているって、何か対策を立てなきゃならないということなんでしょうか。どんなふうに考えますか、保険課は。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） あくまでも国民健康保険で給付する方につきましては国民健康保険の被保険者となりますので、市全体の状況ということになってしまいますと、国民健康保険では出生数の増減ですね、そこまでの把握ということができませんので、その点について

は、お答えはちょっと困難な状況となります。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 結構です。国保の中だけでという話で、例年に比べてということ、その傾向だけで結構です。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 国保の傾向ということですので、平成24年度が123件、それから25年度で102件、26年度で98件という状況となっております、減少する傾向となっております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

これで歳入についての審査を終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、歳出につきましてご説明をいたします。

決算書では172ページからとなります。

決算審査資料3の7ページをお願いいたします。決算審査資料を中心にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、001総務管理関係職員費5,603万7,037円は、一般職員9人分の人件費で、財源内訳のその他は一般会計繰入金となっております。003一般管理費2,855万9,908円は、国保事業のための消耗品、印刷製本費、文書及び被保険者等の郵便料、また、診療報酬明細書等の点検業務の委託料となっております。財源内訳の国県支出金は、国の特別調整交付金、県の普通調整交付金、その他は一般会計繰入金となっております。

2 目連合会負担金、001連合会負担金220万4,898円は、山梨県国保連合会負担金111万8,450円、特定健診等システム管理負担金108万6,448円となっております。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金です。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、002賦課徴収関係嘱託臨時職員費159万7,552円につきましては、徴収嘱託員2人の能率給となっております。003賦課徴収費860万7,333円の内容は、

賦課徴収に係る消耗品、印刷製本費等、納税通知書関係の郵便料や口座振替手数料等となっております。賦課徴収費の財源内訳の国県支出金は、国の特別調整交付金、県普通調整交付金、その他は一般会計繰入金となっております。

8ページをお願いいたします。

3項1目運営協議会費、001運営協議会費13万565円ですが、運営協議会委員18名の報酬11万1,750円と消耗品1万8,815円となっております。財源内訳は、その他一般会計繰入金となっております。

2款保険給付費は、全体で49億4,499万6,694円となりました。国保会計における歳出の約65%を占めるものとなっております。

まず、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費40億5,632万6,597円は、一般被保険者に係る医療費に対し保険者が負担した約7割となります。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金等となっております。その他財源は、前期高齢者交付金、一般会計繰入金等となっております。

2目退職被保険者等療養給付費2億4,101万133円は、退職被保険者等に係る医療費に対する給付で、財源内訳のその他は療養給付費等交付金となっております。

9ページ、3目一般被保険者療養費6,281万7,149円は、コルセット等の補装具、はり・きゅう・柔道整復師等に要する経費で、財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金等で、その他は一般会計繰入金です。

4目退職被保険者療養費366万1,038円も、同じく補装具等の経費となっております。

5目審査支払手数料、001審査支払手数料1,603万2,934円は、診療報酬明細書の審査手数料を国保連合会に支払ったものとなっております。

10ページをお願いいたします。

2項高額療養費につきましては、高額な医療費により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給したもので、総額5億1,745万5,733円となりました。

1目一般被保険者療養給付費として4億8,271万3,174円で、給付件数は8,116件ありました。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、調整交付金となっております。その他は、共同事業交付金、前期高齢者交付金等です。

2目退職被保険者高額療養費は、3,425万110円となっております。こちらの件数は354件ございました。

3目一般被保険者高額介護合算療養費42万7,953円は、世帯内で国民健康保険と介護保険

を合わせた自己負担額が高額になったときに支給するものとなっており、18件ございました。

11ページをお願いいたします。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費6万4,496円は、こちらは2件となりました。

3項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者移送費の支出はございませんでした。

12ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金4,102万4,000円は、先ほどお話もありましたが、98件分となっております。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金となっております。

2目支払手数料、001支払手数料1万9,110円は、出産育児一時金を直接医療機関へ支払いに係る国保連合会への手数料となっております。

5目葬祭諸費、1目葬祭費665万円につきましては、1件5万円で133件分を支出しております。

13ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金10億6,135万8,121円ですが、後期高齢者医療制度への支援金となっております。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金、その他は療養給付費等交付金となっております。

2目後期高齢者関係事務費拠出金7万4,765円は、被保険者数に応じた事務費の拠出金となっております。

4款1項1目前期高齢者納付金75万8,608円は、65歳から74歳の方の保険者間の医療費負担の不均衡等を調整するための制度への支出となっております。65歳から74歳までの被保険者数に応じた金額を社会保険診療報酬支払基金へ支出しております。

14ページをお願いいたします。

2目前期高齢者関係事務費拠出金7万4,765円は、被保険者数に応じた事務費の拠出金となっております。

5款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金の支出はございませんでした。

2目老人保健事務費拠出金につきましては、3万5,393円は老人保健制度に係る事務費の拠出金となっております。

15ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金4億4,311万4,724円につきましては、40歳から64歳までの被保

険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支出したものとなっております。財源内訳の国県支出金は、国の療養給付費等負担金、国・県の調整交付金、その他は一般会計からの繰入金となっております。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金1億5,152万9,015円は、高額医療費が市町村国保財政に与える影響を緩和するため、国保連合会を実施主体として行われているレセプト1件当たり80万円を超える高額医療に対する再保険事業としての拠出金となっております。財源内訳の国県支出金は国及び県の高額医療費共同事業負担金、その他は高額医療費共同事業交付金となっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金6億2,578万2,757円ですが、この事業は1件当たり30万円を超える医療費に対する再保険事業の拠出金となっております。財源内訳のその他は保険財政共同安定化事業交付金となっております。

16ページをお願いいたします。

3目その他の共同事業事務費拠出金1,980円ですが、これは退職被保険者のリストを作成する費用となっております。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、001特定健康診査費4,791万1,998円は、病気の予防や早期発見を目的に国民健康保険におきまして健康診査を実施しております。財源内訳の国県支出金は、国及び県の特定健康診査等負担金となっております。臨時の看護師や保健師などの賃金、事務費、調査票などの郵送料や検診の委託料などとなっております。002特定保健指導費265万9,846円は、保健指導に係る賃金、郵送料、委託料などとなっております。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、001保健衛生普及費51万8,400円は、国保だよりの作成経費となっております。財源内訳のその他は一般会計からの繰入金となっております。

17ページをお願いいたします。

2目疾病予防費、001疾病予防費555万8,988円は、医療費通知とジェネリック医薬品差額通知の各6回の作成委託料と郵送料となっております。財源内訳の国県支出金は県調整交付金、その他が一般会計からの繰入金となっております。

9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、001財政調整基金積立金1億5,090万5,000円は、基金の運用利子分90万5,000円と前年度繰越金から1億5,000万円を積み立てたものとなっております。基金残高は26年度末で6億361万2,000円となっております。

10款1項公債費、1目利子、001利子7,890円は、一時借入金に係る利子でございます。

18ページをお願いいたします。

2項1目広域化等支援基金償還金、001広域化等支援基金償還金1,424万2,666円は、平成14年度、15年度の国民健康保険調整交付金の過大申請による返還金が生じたため、県の広域化等支援基金貸付金を活用して国に返還をいたしました。この県の貸付金を平成21年度から29年度の9年間で償還をしているものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、001一般被保険者保険税還付金820万2,700円は、過去にさかのぼって資格を喪失した場合など、納付済みの国保税を還付したものとなっております。

2目退職被保険者等保険税還付金につきましては、支出はございませんでした。

19ページをお願いいたします。

3目償還金、001償還金6,542万8,906円は、平成25年度の国の療養給付費等負担金等の確定に伴う返還金となっております。

12款予備費の支出はございませんでした。

以上が歳出となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 7ページの徴収嘱託員2名ですが、25年度は3名だったのですが、減らして特に支障はなかったかどうか。

○委員長（清水正二君） 小宮山係長。

○管理係長（小宮山佳浩君） 委員さんのおっしゃるとおり、25年度は3名いた徴収員が、26年度は2名体制で行いました。もちろん2名に減ったことから訪問先それから徴収額等は減少にありますけれども、収納率等は上がっている状況にあります。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） さっき収入のところちょっと間違っただけでしたが、ジェネリック医薬品については、目標を立てて、できるだけ浸透させていくという計画があるようです。

が、実際に、具体的に、数字的に何かそういう成果はあるのかどうか、参考に。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 後発医薬品のシェアの割合となりますが、平成26年度のシェアの割合は43.……

○委員長（清水正二君） 加藤課長、ちょっと放送が終わるまで。

答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） では、改めまして、後発医薬品のシェアの割合ですが、26年度が43.91%、25年度が37.88%で、26年度におきましては、前年度に比べまして6.03ポイント上昇をしております。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 9ページの一般被保険者に対する補装具療養費ということで、先ほどの説明で、コルセットとか、はりとかきゅうに支出しているということなんで、その内容をちょっとお願いします。何にどれだけ出しているか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 件数でよろしいでしょうか。26年度の一般被保険者療養費の中の件数につきましては、7,816件となっております。個々の内訳につきましては、そこまでは、申しわけございません、把握できておりません。主なものとしましては、先ほどご説明をいたしましたコルセット等の補装具、それからはり・きゅう・柔道整復師等の要する経費というふうになりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、それは一まとめにしてやっているということで、先ほどそういった具体的な、補助具とか、そういうものに対する、それが件数に何件支出したかとか、そういうことでは把握していないことですか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 個別のコルセット、それから、はりですとかきゅう、そういった種類ごとの個別の件数までは把握をしておりません。毎月給付をするわけですが、その申請

が上がってきたものを全体として給付をして集計していきますので、そこまで通常把握をする必要がございませんので、把握をしていないという状況です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） 必要がない。まあ。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

五味副委員長。

○委員（五味武彦君） 10ページの高額療養費のところ、一番上の枠の中で、自己負担限度額を超えた療養費ということで、8,116件ということで、4億8,200万ということで、これは単価で直すと6万円ぐらいですか、60万じゃないよね。1件当たり、平均で6万ですかね。6万でいいのかな。仮に6万円としておきましょう。例えば、その最高の高額医療費を使った方とか、最多価格帯ということはないけれども、大体このぐらいの人が多いよというような、そういう調べというのはあるんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 26年度が一番大きくかかった内容につきましては、大動脈弁狭窄症という病気です、1カ月の最高額で699万1,000円となっております。この方が最高となっております。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） 1カ月に六百万幾らということは、何か月もかかりますよね、当然。そこまではわからないですか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） その方に対して病気が完治するまでというような追跡まではしておりませんので、資料がございません。

○委員（五味武彦君） 結構です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

次に、所管の委員以外の委員の質疑を受けたいと思います。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 15ページの共同事業の拠出金なんですが、高額医療の共同事業拠出

金のほうは、レセプト1件当たり80万を超える医療費の再保険事業ですが、何件分でしょうか、これは。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 申しわけございません。今、手持ちの資料がございませんので、確認をいたしまして、また後ほど回答させていただきたいと思います。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） わかりました。

その下のもう一つ、共同事業の拠出金があるんですが、これは、本当はその他の財源、交付金だと思うんですけども、で予定していたんですけども、それが入り入らなくて、一般財源でかなり1億以上のあれをしているというふうに読んでいいんでしょうか。これは、レセプト1件当たり30万から80万未満の医療費の再保険事業なんですが、これは何件なのか、それでどういったものが一番高額なのかお聞きします。わからないか、わからなきゃいいです。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 先ほどの1目のほう、2目のほうも含めてとなるんですが、この算定の方法自体が、基準拠出対象額、交付額の総額を各保険者間の3年間の拠出対象額の合計で案分をして算出という方法をとっております。

また、保険財政共同安定化事業の拠出金につきましては、交付金の総額の半額を各保険者の3年間の基準対象額で案分、残りを一般被保険者の数で案分というような算出方法をとっておりますので、単純に件数が、再度、当初の申請書等を確認してみますが、件数が出てこないかと思えます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） ただ、私は、予算のときは、一般財源は予算化されていなくて、決算のときにはもう一般財源が1億以上のものが出ていたので、不思議に思ったのでちょっと聞いたので、その部分はということだか、教えてもらっていいですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） これにつきましては、交付金が予定したところまで入ってこなかったということになりまして、一般財源、保険税を充当しております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） それで、この30万から80万の件数をちょっと聞いた、わからないと言ったんですよね。わかりました。

その上の件は、80万以上ですけれども、最高でどのぐらいのもので、もし件名がわかればどういったもので最高金額なのか教えてください、その上のもの。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長、先ほど聞きましたけれども、もう一回ですか。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 先ほどと同じ答弁になりますが、病気は大動脈弁狭窄症が最高のものとなります。先ほどと同じですが、月額総医療費の最高額となるわけですが、699万1,000円となっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 7ページですが、一般管理費のところ、事務費の中に、保険証の発行がこのところで、事務費でやられるのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 被保険者証の発行等につきましては、この一般管理費の中から支出しております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成26年度の保険証の発行数ですけれども、加入者と一致するのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 被保険者の人数と被保険者証の発行数が一致するかどうかということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○保険課長（加藤文雄君） まず、資格証になっている方につきましては資格証を交付しておりますので、被保険者証は交付しておりません。それから、短期証の方につきましては、納

付相談、納付をしていただいた都度、短期証をまた更新で交付していくということになってまいりますので、そういったことから、被保険者数と被保険者証の発行数の総数という意味では合致はしないということになります。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、発行数は、短期保険証、資格証明書とか、それからまた、今言ったような方たちがいるので数とは一致しないということではありますが、じゃ、お聞きしますが、短期保険証は平成26年度何件くらいあったんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） では、26年度3月末の発行数ですが、世帯で411世帯、被保険者数で789となっております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 時期によって違うんでしょうけれども、一応、3月31日の時点でですね、平成26年度の。平成26年3月31日というと、平成25年度になりませんか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） ただいまお答えしましたのは26年度末ですので、27年3月31日時点となります。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 資格証が、先ほどちらっと言ったんですが、何件くらいあったんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 資格証につきましては、同じく26年度末現在で17世帯、人数で23人となっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 特に、何ていうか、未渡しというか、保険証が行っていない。さっきの加入者の数が必ずしも保険証の発行の数になっていないと言うんですけれども、特に未渡しになっている短期保険証の皆さんの数というのはどのくらいあったんでしょうか。平成26年度末の先ほどの短期保険証との関係でどのくらいになっているか、わかりますか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 未交付につきましては、世帯数で397、被保険者数で647となっております。先ほどもお話をさせていただきましたが、この方々につきましても、27年度の当初、26年度末に、1カ月の短期証を一旦は全員に郵送で交付をしております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 短期保険証の発行する時期ですけれども、例えば、滞納半年とか1年とか、それからまた発行の期限ですね、要するに有効期限、短期保険証の。1カ月、2カ月、半年とあると思うんですが、どんなふうな状態でしょうか。先ほど言った六百何件の短期保険証の内容について教えてください。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

金子係長。

○国民健康保険係長（金子智奈美君） 短期保険証の期限でございますけれども、収納課のほうで納税相談をする中で、ちょっとまだ定期的に来ていただく必要がある方は1カ月とかになっていきますけれども、ある程度、年金とかでお支払いいただくという方については2カ月とか、ある程度きっちりこの方は大丈夫という方は6カ月ということで、その辺は、収納課のほうと相談をしながら、6カ月までの期限で柔軟に対応するような形をしております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 資格証明書23件であります。例えば、資格証明書にも至らないで滞納をずっとして、差し押さえをしますよね。それぞれ預金とかいろいろありますけれども、平成26年度の差し押さえ件数、それから主な、どんなものが差し押さえされているか、参考に教えてください。

○委員長（清水正二君） 石合課長。

○収納課長（石合雅史君） 平成26年度中の国保税に関する差し押さえの状況でございますけれども、全体で130件差し押さえをいたしております。このうち執行したもの、実際に換価したものにしましては84件でございます。内訳といたしましては、給料、預貯金、それからその他という、その他は山梨県が差し押さえた使用料かなんかで余剰金がありました。そちらのほうを差し押さえたというような状況でございます。26年の執行分につきましては、合わせまして約1,200万ほど、差し押さえにより徴収をいたしております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（樋泉明広君） いいです。

○委員長（清水正二君） なければ、ほかに質疑ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 16ページの事業費の中に国保だより作成費用とありますけれども、これは何部で何回ぐらい作成しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 作成回数につきましては1回となります。また、作成部数につきましては約2万部となります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を。

有泉議長。

○議長（有泉庸一郎君） これは今後の問題なんですけど、今年度というか、26年度決算して、過去何回か決算を年度ごとにやってきて、とりあえず26年度はよかったんでしょうけれども、今後の問題として、こういう医療費が非常にふえてきているような感じの中で、保険税の値上げみたいなものというのは、今どのように考えられているんですか、将来的には。今の現状ならいいんでしょうけれども、その見通しなんか、もしわかるようでしたらちょっとお願いしたいんですけれども。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 現在のところは、議長さんおっしゃいますとおり、繰越金もございますので、すぐに保険税率の改正ということは考えていないところでありますが、30年度から国民健康保険の財政の都道府県への移行ということが、制度が決定をしております。その中で、都道府県のほうで標準保険料率を算定し、また、保険給付に必要な費用を市区町村に賦課をしていくという、そういった格好で財政運営の流れが30年度からは変わることとなります。その際に、市区町村の被保険者の所得水準ですとか高齢者等の年齢の水準、そういったものを加味した中で、都道府県が医療給付に必要な金額を算定するということにな

っております。そうしたときに、市のほうからの県への納付金の金額、それが上昇してくるようであれば、保険税の税率の改正が必要になるかと考えております。その際には、今基金を積み立てしておりますので、基金を活用する中で急激な保険税率の上昇を抑えて改正をし、被保険者の皆様の負担の急激な増加、変化ということを抑えるようにしていきたいというふうな、そういった考え方でおります。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○議長（有泉庸一郎君） ありがとうございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで歳出についての審査を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第2号 平成26年度甲斐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、一部職員が退席いたします。

再開を11時10分に行います。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、認定第3号 平成26年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは審査に入ります。

歳入歳出を一括で当局の説明を求めます。

その前に、先ほどの保坂副議長の質疑に対して報告があります。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） 先ほど保坂副議長さんから質問をいただきました高額医療費共同事業の拠出金、それから保険財政共同安定化事業の拠出金の関係となりますが、先ほどもご説明をさせていただきましたが、この拠出金のほうにつきましては、県下全体で調整をしていくということもありまして、件数につきましてはやはり把握ができないということになります。

なお、歳入のほうの関係になりますが、甲斐市としまして、高額医療費共同事業の交付金また保険財政共同安定化事業交付金の対象になりました件数をそれぞれお答えさせていただきますと思います。高額医療費共同事業交付金のほうの件数につきましては733件、それから、保険財政共同安定化事業交付金の対象となりました件数は3,286件となっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） それでは、審査に入ります。

歳入歳出を一括で当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をいたします。

決算書の187ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表となります。

2、歳入額5億5,219万3,003円に対しまして、3、歳出額5億5,114万3,003円で、4、歳入歳出差引過不足額につきましては105万円となりました。

それでは、歳入につきましてご説明をいたします。

決算書192ページ、193ページをお願いいたします。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料は、合計で調定額 3 億 8,909 万 3,420 円に対し、収入済額 3 億 8,756 万 8,750 円、収納率は 99.54% で、現年分の収納率としましては 99.66% となりました。

1 目特別徴収保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額 2 億 4,040 万 1,040 円は、年金からの天引き分となります。

2 目普通徴収保険料、1 節現年度分普通徴収保険料の収入済額 1 億 4,595 万 1,280 円は、年金天引きができない方や口座振替を選択した方の保険料となります。2 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は 121 万 6,430 円で、過年度分の収納額となっております。収納率は、現年度分が 99.66%、滞納繰越分 70.98%、合計しまして 99.54% となりました。なお、保険料の不納欠損につきましては 3 万 5,900 円で、対象者は 3 人でした。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目 1 節督促手数料、収入済額は 10 万 9,800 円となりました。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 6,391 万 2,173 円、この内訳は、職員給与費等繰入金 2,401 万 5,591 円、職員 4 名分の人件費となっております。事務費繰入金 3,615 万 3,600 円は事務経費の分を繰り入れしたのとなっております。総務費で支出しております事務費、郵送料、電算システム保守料、納付書発送経費など 428 万 5,600 円と、広域連合に支払いました事務費納付金 3,186 万 8,000 円となっております。保険基盤安定繰入金 1 億 374 万 2,982 円は、低所得者に対する軽減分と、社会保険被扶養者であった方に対する軽減分の繰入金です。県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担しております。

5 款 1 項 1 目繰越金 21 万 9,970 円は、前年度からの繰越金となっております。

決算書 194 ページ、195 ページをお願いいたします。

6 款諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 37 万 8,910 円及び 2 目還付加算金 3,400 円は、過年度分の保険料還付金及び還付加算金を後期高齢者医療広域連合が負担をするものとなっております。なお、1 項延滞金、加算金及び過料並びに 3 項雑入についてはございませんでした。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

決算書は 196 ページからとなります。決算参考資料ナンバー 3 によりましてご説明をいたします。事業別一覧表の 20 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、001 総務管理関係職員費 2,401 万 5,591 円

は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員1名を含む4名分の人件費となっております。財源内訳のその他につきましては、一般会計からの繰入金です。002一般管理費282万7,876円は、資格管理、被保険者証発送、通知等の事務費、後期高齢者医療広域連合システム保守委託料等となっております。財源内訳のその他につきましては、一般会計繰入金となっております。

2項1目001徴収費155万3,624円は、保険料の徴収に伴う納付書の印刷、発送費用等の事務費となります。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金等となっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、001保険料等納付金4億9,048万4,802円の内訳は、保険料等納付金と低所得者保険料軽減分に係る保険基盤安定負担金で、いずれも後期高齢者医療広域連合へ納付したのとなっております。財源内訳のその他につきましては、一般会計からの繰入金となっております。002事務費納付金3,186万8,000円は、広域連合の運営に係る費用として被保険者数等に応じて負担をするものとなっております。

21ページをお願いいたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、001保険料還付金37万9,410円は、過年度の保険料の還付金となります。財源内訳のその他は、後期高齢者医療広域連合から保険料還付金等となっております。

2目還付加算金3,400円は、保険料還付金に係る加算金となっております。財源内訳につきましては、その他、これは後期高齢者医療広域連合からの保険料の還付金となっております。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、001一般会計繰出金1万300円は、平成25年度決算剰余金の21万9,970円から同年度の出納整理期間中の保険料収入20万9,670円を差し引いた額を一般会計に繰り出したものとなっております。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この決算の26年度の対象になっている被保険者の人数と、それから滞納とその対応について伺います。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） 被保険者数の年度末の人数になりますけれども、7,028人になります。

あと滞納の状況、すみません、ちょっと聞き取りづらくて申しわけなかったんですけども、滞納者の……

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） すみません、滞納者の人数ということですね。26年度なのですが、年度末の滞納者の人数は49人となっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（清水正二君） すみません、冒頭申し上げましたけれども、一問一答方式になっておりますので、ぜひ一問一答でお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 加入者が7,028人ですよ。そのうちの特別徴収と普通徴収を分けまして何人ずつになっていますか。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） 年度末の人口は7,028人なんですけれども、特別徴収、普通徴収の人数を申し上げますと、毎年ですが毎月納期がございます。一番最後の27年度2月末時点において普通徴収の被保険者は1,496人ございまして、そのうち口座振替者が862人おりますので口座振替は57.6%、特徴の人数ですが27年2月末現在は5,286人ということで、合計数が6,782人ということでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、7,028という数字というのは、これは、もう一度、すみ

ません、それとの違いですが。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 年度末の被保険者数と、それから特別徴収、普通徴収の人数につきましては、特別徴収は年度途中に変わる方もいらっしゃいますし、また、年度末とか納期後、通常納期以外で被保険者に年齢到達等であった方につきましては、随時期で翌年度の課税等がありますから、どうしても特別徴収と普通徴収の合計が被保険者数の総数とは合致をしませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 保険料ですけれども、平成26年度保険料は平均幾らぐらいになっていますか。対前年度、25年度との比較でどのくらいに下がっているか上がっているか、教えてください。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） 26年度の1人当たり賦課額ですけれども5万5,251円、前年度の25年度につきましては5万5,882円ということで、26年度は前年度に比べ631円減額になっております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この中で、先ほども滞納者というお話があったんですが、滞納者はどうでしょうか。何人ぐらいおりましたか、45……。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） 年度末の滞納者は49名でございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 主な滞納の原因は何でしょうか。特別徴収にはないと思うけれども、普通徴収の方ならいいんですけれども。

○委員長（清水正二君） 小林係長。

○高齢者医療・年金係長（小林一三君） やはり滞納者の状況ですけれども、さまざまな事情があるかと思えますけれども、一遍にですが、その納期の保険料を納付できない方が少しずつ納付しているということで、やはり年度内には完納はしないんですけれども、高齢の方ですのでも真面目な方が多いですので、若干、年度内に納付することができずに翌年度にまたがって完納されるということで、年度末に49人完納できない方がいたということで、現在は

ですが大分減っておりますので、今現在、49人いたのが19名ほどになっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 国保のほうについての保険証の発行については、短期保険証とか資格証とかという形になっておりますが、短期保険証それから資格証と、発行はないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） まず、資格者証につきましては、後期高齢者医療においては発行をしておりません。それから、短期証は、26年度末現在で3名の方に交付をしております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 念のためですが、保険証が渡っていない方はいないでしょうね。

○委員長（清水正二君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 26年度末で、被保険者証の未交付の方は6名となっております。この方々につきましては、分納誓約等対応をしていただけない方で、市のほうで訪問で対応をしている方でして、なかなか交渉に応じていただくことができなかったために、年度末におきましては一旦未交付となっていたという状況でございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） かつて保険証がなくて医者にかかれなくてお亡くなりになった方もいるということを、私、言ったことあるんですけども、できるだけ、やっぱり高齢者でありますので、受診控えだとかそういったことで大変な状態にならないように配慮していただくということも大事ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか、部長さん。

○委員長（清水正二君） 清水市民部長。

○市民部長（清水春雄君） その点は、やはり弱者というか、そういうふうな高齢者に入るかと思えますけれども、そういう人に対しては、うちのほうで丁寧に家庭訪問等をする中で説明をして、並びに見ながらその対応等をまた考えていくということで、双方目標を持ちながら、一緒に考えながら納付していただく、そして保険証も交付するという形で、基本的には市では考えながら、そういうふうな方針で取り組んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員（樋泉明広君） お願いします。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第3号 平成26年度甲斐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

本案に対する反対者の発言を許します。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算の反対討論を行います。

委員長から簡略にという要請もありましたので、簡略に申し上げます。

以前から指摘しておりますように、この制度は高齢者を2つに分けている非常に差別的な特異な制度です。保険料についても、均等割が前期より上げられていますけれども、平均は今横ばい、負担は横ばいの状態ですが、そもそもこの制度自体に問題があり、一番の高齢者にしわ寄せが来るといふシステムには変わりありません。

したがって、わずかしかな年金収入のない高齢者にとって、負担は非常に重いものになっています。この制度を基本とする後期高齢者医療特別会計については反対をするとともに、一刻も早くこの制度を抜本的に見直すべきだということで、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） 討論がなければ、これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水正二君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11時33分

再開 午前 11時34分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、認定第4号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

土屋長寿推進課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） よろしくお願ひします。

介護保険特別会計の決算についてご説明いたします。

決算書の201ページをお願いいたします。

予算現額は41億9,557万2,000円、歳入額は42億2,153万9,905円、歳出額は41億5,675万3,223円、実質的な収支額6,478万6,682円を平成27年度に繰り越すものでございます。

206ページ、207ページをお開きください。

事項別明細書で歳入をご説明いたします。

款1保険料、項1保険料、目1第1号被保険者保険料の調定額は10億5,419万4,255円、収入済額は9億7,800万1,186円、不納欠損額4,366万5,437円、収入未済額は3,252万7,632円でございます。

以降は収入済額のみを読み上げさせていただきます。

節1現年度分特別徴収保険料8億7,607万6,230円は、特別徴収と言われる年金から天引きされる方々の保険料で、平成26年度末の総数は1万5,295人、第1号被保険者の約9割を占めております。

備考をごらんください。

年度の途中での死亡、転出等による還付未請求分の還付未済額103万5,455円を除く8億7,504万775円が実質の収支となっております。

次に、節2 現年度分普通徴収保険料9,451万1,040円は、年金から天引きされない方々で、納付書または口座振替での納付者でございます。また、収入未済額は1,844万85円で、収納率は約83.67%、特別徴収を含んだ収納率は98.24%となっております。

次に、節3 滞納繰越分保険料741万3,916円は、過年度分の滞納保険料で収納率は11.2%です。なお、不納欠損額4,366万5,437円は、滞納者の居所不明等の理由のほか、徴収権が消滅した保険料を不納欠損処分しております。

款2 分担金及び負担金の収入済額は1,005万3,000円です。

項1 負担金、目1 認定審査会負担金、節1 認定審査会共同設置負担金は、認定審査会を構成している甲斐市を除く中央市、昭和町からの負担分であり、均等割、申請件数等により負担額を定めております。内訳は、中央市が641万7,000円、昭和町が363万6,000円でございます。

款3 使用料及び手数料の収入済額は20万8,000円です。

項1 手数料、目1 督促手数料、節1 督促手数料は、保険料未納者への督促に伴う事務手数料2,080件分でございます。

款4 国庫支出金の収入額は8億2,412万7,995円です。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分介護給付費負担金6億8,431万4,285円は、市の保険給付費に対し、国の定率負担分です。節2 過年度分介護給付費負担金は、過年度の精算に伴うものですが、ありませんでした。

次に、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、209ページをお願いいたします。節1 現年度調整交付金8,239万3,000円は、国から交付される調整交付金であり、定率は5%となっておりますが、各市町村の第1号被保険者の所得状況等の財政状況により算定され、平成26年度の甲斐市は保険給付費の約2.26%となっております。

目2 地域支援介護予防事業交付金、節1 現年度分地域支援介護予防事業交付金791万250円は、対象事業費に対する定率25%でございます。

目3 地域支援包括的支援等事業交付金、節1 現年度分地域支援包括的支援等事業交付金1,775万4,460円は、対象事業費に対する定率の39.5%でございます。

目4 地域介護・福祉空間整備等交付金、節1 現年度分地域介護・福祉空間整備等交付金

3,175万6,000円は、軽費老人ホームあやめの里へのスプリンクラー設置工事補助金で、交付の基礎単価1万7,000円に面積1,868平米を掛けた金額でございます。

款5支払基金交付金の収入済額は10億7,812万8,142円でございます。

項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分介護給付費交付金10億6,857万6,000円は、第2号被保険者、40歳から64歳までの方々により徴収しました保険料の中から、市の保険給付費の定率29%分として支払基金から交付されるものでございます。節2過年度分介護給付費交付金212万2,857円は、過年度の精算に伴う介護給付費の交付金でございます。

次に、目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分地域支援事業支援交付金576万8,000円は、地域支援事業への交付金でございます。節2過年度分地域支援事業支援交付金166万1,285円は、過年度の精算に伴う地域支援事業支援交付金です。

款6県支出金の収入済額は6億6,551万8,355円です。

項1県負担金、次のページをお願いいたします。目1介護給付費負担金、節1現年度分介護給付費負担金5億1,580万6,000円は、市の介護給付費に対し、県が負担する定率分でございます。節2過年度分介護給付費負担金については、過年度の精算に伴うものですが、ございませんでした。

次に、項2県補助金の収入済額は1億4,971万2,355円です。

目1地域支援介護予防事業交付金、節1現年度分地域支援介護予防事業交付金395万5,125円は、対象事業に対する定率の12.5%でございます。

目2地域支援包括的支援等事業交付金、節1現年度分地域支援包括的支援等事業交付金887万7,230円は、対象事業に対する定率19.75%でございます。

目3介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金、節1現年度分介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1億1,948万円は、地域密着型介護老人福祉施設のフルリール甲斐の建設費に対する補助金で、交付基礎単価412万円掛ける29床で算出されております。

目4施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金、節1施設開設準備経費等助成特別対策事業補助金1,740万円は、地域密着型介護老人福祉施設フルリール甲斐の備品等購入費に対する補助金で、交付基礎単価60万円掛ける29床で算出されております。

款7財産収入、目1財産運用収入、節1利子及び配当金19万5,000円は、給付準備基金の利子でございます。

款8繰入金の収入済額は5億6,314万円でございます。

212、213ページをお願いします。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金、節1 現年度分介護給付費繰入金4億6,762万4,000円は、介護給付費に対する市の定率負担12.5%分です。

目2 地域支援介護予防事業繰入金、節1 現年度分地域支援介護予防事業繰入金465万3,000円は、介護予防事業費等に係る市の定率負担12.5%分です。

目3 地域支援包括的支援等事業費繰入金、節1 現年度分地域支援包括的支援等事業繰入金1,085万7,000円は、地域支援事業費の市の定率負担19.75%分です。

目4 その他一般会計繰入金、節1 職員給与費等繰入金3,285万3,000円は、長寿推進課介護保険係職員5名分の人件費の繰入金でございます。節2 事務費等繰入金4,715万3,000円は、介護保険事業運営のための事務費3,010万2,290円及び認定審査会における甲斐市の負担分1,705万710円の繰入金でございます。

次に、項2 基金繰入金、目1 介護保険給付準備基金繰入金、節1 介護保険給付準備基金繰入金はございませんでした。

款9 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金9,795万93円は、平成25年度決算に伴う繰越金でございます。

款10 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 第1号被保険者延滞金はございませんでした。

214、215ページをお願いいたします。

項2 雑入、目1 雑入、節1 第三者納付金382万3,976円は、第三者行為による介護保険料分の納付金でございます。節2 返納金はございませんでした。節3 雑収入39万4,158円は、特別養護老人ホームに対する県の指導監査の結果、介護報酬過誤による延納金38万8,158円と、包括支援センターへ山梨県看護協会から実習生受け入れに伴う収入6,000円を合わせた金額でございます。

以上、歳入の合計は42億2,153万9,905円でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管の委員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初のところの不納欠損の額ですが、かなりの額に上っていますけれども、国保も似たような状況にあるんですが、主な原因というか、お願いします。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 不納欠損の主な原因でございますが、居所不明、そのほか徴収権が消滅した方を不納欠損しております。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 1款保険料についてであります。平成24年、25年、26年、今回この最終的な年度、新しくまた27年度から29年度まであるわけですが、この保険料についての24年度からの26年度までは、保険料どのくらいなっているのか教えてください。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） お答えします。

平成24年の保険料の収入金額は……

○委員長（清水正二君） 大きい声で、もう一度。

○介護保険係長（山田郁子君） はい。平成24年の収入金額は合計で8億8,088万9,776円、平成25年度収入金額の合計が9億2,876万3,601円、平成26年度の収入は合計で9億7,800万1,186円でございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、平成25年と比較しまして、どのくらいの増額になっていきますか。

○委員長（清水正二君） しばらくお待ちください。

答弁を求めます。

山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 収入の増は4,900万円余りでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） そうすると、平成23年度から24年度、これ何期になるんですか。5期の介護保険の保険料ですけれども、どのくらい値上げになっていますか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 3期から4期の保険料の伸びでございますが、3期が月額で3,550円が4期では4,100円になっておりますので、550円の伸びでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この資料で見ますと、平成25年度には平均が月額4,900円、年額で5万8,800円で、対4期との比較でいいますと月額4,900円の値上げになっているんですね。年額9,600円という数字が出ているんですが、それ違いますか。私が間違っているかもしれないけれども、その辺もう一回確認をしていただけますか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 失礼いたしました。3期から4期でなくて、4期から5期でございます。4期4,100円が、5期4,900円ということでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つお尋ねしたいんですが、1号被保険者の負担割合ですが、かつては19%だったんですね。それが20%になり、今度の4期では20%から21%に変わっていると、負担がね。そういう点で、まず、要するに負担割合を変えたのはどういう理由なのか教えてください。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 第1号被保険者の負担割合のことだと思います。

お答えします。ご存じのとおり高齢化が進んでおりまして、第1号被保険者の全国ベースの人口と第2号被保険者のそれぞれの割合の比率に基づいて求められておりまして、20%のときには1号被保険者が高齢者の全体の40%であったこと……すみません、高齢者全体ではなくて、1号被保険者が40%、2号の被保険者が60%ということから、この40%を国と市町村でということ、折半ということ、これが21%になった要因については、1号被保険者が42%になって2号被保険者が58%ということ、この42%を国と市町村で折半ということ、2分の1ずつということ、21%になっております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど言った対前年の比較で4,920万円余りが増額になっていると言
うんですけれども、やはりこの20%から21%、1%アップしたことによって保険料が押し
上げられているのではないかなと、こんなふうに思うんですが、いかがでしょうか、部長さ
ん。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

内藤福祉健康部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） やはり高齢者の皆さんの伸びに対して、このような保険料の
設定にどうしてもならざるを得ないと。サービスを維持するためには、いたし方ない改定で
はないかというふうに解釈しているところでございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） いずれにしろ、高齢者でございますので、65歳以上の方たち、年金
生活者が多いんですね。特別徴収の場合は年金から機械的に差し引かれるというような状
況がありまして、今、年金が事実上引き下げられてしまっているという状況のもとでは大変
生活が厳しくなると。それに対して、やっぱり市としても独自にそれなりの対応をすべきで
はないかなと。全国的に、ご存じのように保険料に対して一般会計からの繰り入れとか基金
の繰り入れをしながらできるだけ低く抑えると、そういう努力はされていると思うんですが、
さらに一層努力するように希望します。終わります。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですね。

○委員（樋泉明広君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） すみません。209ページの4目の1節で……

○委員長（清水正二君） 三浦委員、もう少し、すみません、大きい声でお願いします。

○委員（三浦進吾君） はい。現年度分地域介護・福祉空間整備費等交付金と説明がございま
したけれども、これはあれですか、1つの施設にこれだけの充当をしたのかお尋ねしたいと
思います。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） スプリンクラーを1つの施設に設置させていただきました。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 大事なスプリンクラーですけれども、これだけの費用を要するわけで、ただ、ほかの施設もこういう要望があった場合には順次交付金を充てるのか、その辺に対しては、どんなような考えでこういう交付金を充当しているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 消防法の改正に伴って、スプリンクラーの設置が求められて対応してきております。市内の地域密着型のグループホームには全てこれで設置が終わっておりますので、また新しく建てる場合については、スプリンクラーはもちろん設置をしなければならぬんですけれども、施設のほうからこういう要望がありましたら、積極的に対応していきたいと考えています。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） あれですか、今の施設はみんなスプリンクラーを適用しているわけですけれども、もともとないところもあるかと思うんですけれども、これは、施設の負担はないんですか、それともあるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 施設の負担はございません。

○委員（三浦進吾君） はい、わかりました。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 211ページの2項の県補助金の3番、4番についてお伺いします。

これは、新しい地域密着型の施設への県の補助金かと思いますが、たしか2カ所、地域密着型あったと思うんですが、あと1カ所は26年ではなかったんでしょうか。同じ時期かなと思ったんですが、それをお伺いします。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 26年度につきましては1カ所でございます。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） では、あと1カ所は何年ということですか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 特別養護老人ホームあかさかになりますけれども、平成21年の事業でございます。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 今回も非常に特養ということで期待されている施設かと思うんです。しかも1億4,000万近くの補助金をいただいているわけでございます。こういった事業は、もちろん県の補助金であれなんですけれども、その後の状況とかそういったものは、26年度なので要望ですけれども、27年度の決算のときにでもいただければと思うんですが、状況ですね、施設の利用の状況とかそういったもの。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 報告はさせていただきます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで歳入についての審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時15分

○委員長（清水正二君） それでは会議を再開いたします。

なお、小澤議員と山本英俊議員は早退の旨の報告がありましたので、報告いたします。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

当局より説明を受けます。

土屋長寿推進課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 引き続きよろしくお願いたします。

介護保険特別会計歳出の説明をさせていただきます。

歳出は、平成26年度決算参考資料ナンバー5で説明させていただきますが、決算書は216

ページから、決算審議資料は8ページからとなります。

それでは、決算参考資料ナンバー5の25ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、予算現額3,405万1,000円に対して支出済額は3,328万2,796円です。なお、財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

001総務管理関係職員費、支出済額3,230万5,475円は、長寿推進課介護保険係5人分の人件費です。003事務諸費、支出済額97万7,321円は、介護保険証、各種決定通知書の作成等の一般事務費、通知送付の郵便料等でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金については、予算現額143万7,000円に対して支出済額は95万5,872円です。なお、財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

001連合会負担金は、給付費等の審査支払事務を委託しています国保連合会への事務処理手数料等に係る負担金でございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費については、予算現額730万1,000円に対して支出済額は701万3,487円です。なお、財源内訳のその他は、督促手数料と一般会計からの繰入金です。

001賦課徴収費は、介護保険お知らせパンフレット作成費ほか、保険料賦課徴収の通知作成等経費、仮算・本算定通知、督促状などの郵送料、収納データ作成委託料等の経費、徴収嘱託員が使用する公用車の燃料費等の経費でございます。002賦課徴収関係嘱託臨時職員費は、徴収嘱託員の報酬です。

26ページをお願いします。

款1総務費、項3認定調査等費、目1認定調査等費については、予算現額2,083万1,000円に対して支出済額1,879万1,414円です。財源内訳のその他は、一般会計からの繰入金です。

001認定調査等費は、新規申請、更新申請等に係る申請者の身体等の状況を調査する非常勤職員15人の賃金、訪問調査事務経費、主治医意見書作成手数料、認定訪問調査委託料です。

款1総務費、項4介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、予算現額2,757万7,000円に対し支出済額2,710万3,710円です。なお、財源内訳のその他は、均等割と件数割で算出した構成市町の負担金です。

001介護認定審査会関係職員費、支出済額490万7,958円は、甲斐市、中央市、昭和町で共同設置をしている介護認定審査会職員1人分の人件費です。002介護認定審査会嘱託臨時職員費、支出済額221万3,943円は、介護認定審査会の臨時職員1人分の人件費です。003介護認定審査会費、支出済額1,998万1,809円は、審査判定する委員21人の報酬、認定審査会事務費、認定審査会システム保守及び機器の維持管理委託料です。

27ページをお願いします。

款1総務費、項5地域介護・福祉空間整備費等補助金、目1地域介護・福祉空間整備費等補助金については、予算現額1億6,863万6,000円に対して、支出済額1億6,863万6,000円です。なお、財源内訳の国県支出金は、県からの補助金です。

001地域介護・福祉空間整備費等補助金、支出済額1億6,863万6,000円は、軽費老人ホームあやめの里へのスプリンクラー設置費補助金3,176万6,000円と、地域密着型介護老人福祉施設フルール甲斐の建設費補助金1億1,948万円、同じく備品等購入費補助金1,740万円の合計です。

以上、総務費の決算額は合計で2億5,578万3,279円です。

続いて、款2保険給付費についてご説明いたします。

それでは、個々に説明いたしますが、保険給付費の基本的な財源内訳の負担割合は、国県の支出金が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%の合計の41.5%であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%です。26年度末の要介護認定者数は2,292人で、要介護1から5が1,893人、要支援1と要支援2が399人でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス等給付費は、要介護度が要介護1から要介護5の方が在宅や施設において利用した介護サービス及びサービス計画作成に係る給付費用です。予算現額18億3,097万6,000円に対して、支出済額18億2,968万376円です。001居宅介護サービス等給付費、支出済額18億1,811万1,900円は、ホームヘルプ、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の利用に係る給付です。002居宅介護福祉用具購入等費、支出済額360万1,426円は、特定福祉用具、ポータブルトイレ等を購入した際の補助でございます。003居宅介護住宅改修等費、支出済額787万7,050円は、廊下や階段等への手すり、スロープの設置や段差の解消等の工事費用の補助でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス等給付費については、予算現額4億1,341万円に対して、支出済額4億545万4,221円です。001地域密着型介護サービス等給付費は、住みなれた地域で気軽に利用できるサービスの給付費で、認知症

対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入所者生活介護、老人福祉施設入居者生活介護でございます。

28ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目3 施設介護サービス給付費については、予算現額9億3,153万2,000円に対して、支出済額9億2,746万7,184円です。001施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、老人保健施設、療養型施設の入所者に係る施設サービス給付費です。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目4 居宅介護サービス計画等給付費については、予算現額1億9,555万3,000円に対して、支出済額1億9,555万2,378円です。001居宅介護サービス計画給付費は、毎月作成する介護サービス計画、いわゆるケアプラン作成の費用です。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等給付費については、介護度が要支援1と要支援2の要支援者が在宅において利用した介護サービス及びサービス計画作成に係る給付費用です。予算現額1億2,018万2,000円に対して、支出済額1億1,798万2,181円です。001介護予防サービス等給付費、支出済額1億1,523万7,018円は、ホームヘルプ、デイサービス、訪問入浴、ショートステイ等の給付費です。002介護予防福祉用具購入等費、支出済額73万6,819円は、特定福祉用具、ポータブルトイレほか等の購入費補助でございます。003介護予防住宅改修費、支出済額200万8,344円は、廊下や階段、浴室、トイレ等への手すり及びスロープの設置、段差解消等の改修に対する給付費です。

29ページをお願いします。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目2 地域密着型介護予防サービス等給付費については、予算現額636万2,000円に対し支出済額は217万3,653円です。001地域密着型介護予防サービス等給付費は、地域密着型の小規模多機能型居宅介護サービスに係る給付費です。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目3 介護予防サービス計画等給付費については、予算現額1,811万6,000円に対して、支出済額は1,586万2,320円です。001介護予防サービス計画等給付費は、要支援1・2の要介護認定者に係るケアプランの作成費です。

款2 保険給付費、項3 その他諸費、目1 審査支払手数料については、予算現額517万9,000円に対して、支出済額は516万8,583円です。001審査支払手数料は、介護報酬の審査に伴う国保連合会への審査支払手数料です。

30ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費については、予算現額6,800万8,000円に対し支出済額6,313万2,774円です。001高額介護サービス費は、要介護1から5までの要介護認定者が、1カ月内において介護サービス利用額の1割負担額が上限額を超え高額になった場合、その差額を給付する費用でございます。

款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目2 高額介護予防サービス費については、予算現額4万7,000円に対し支出済額は4万3,603円です。001高額介護予防サービス費は、要支援1・2の要介護認定者に係るもので、先ほどの給付内容と同様でございます。

款2 保険給付費、項5 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費については、予算現額870万円に対して、支出済額861万5,045円です。001高額医療合算介護サービス費は、年間で医療及び介護の負担金が基準額より多い場合に支給するものでございます。

31ページをお願いします。

款2 保険給付費、項5 高額医療合算介護サービス等費、目2 高額医療合算介護予防サービス費については、予算現額4,000円に対して支出はございませんでした。

款2 保険給付費、項7 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費については、予算現額1億4,289万5,000円に対して、支出済額1億4,289万4,563円です。001特定入所者介護サービス費は、低所得者層の負担軽減措置で食費軽減と居住費軽減等に係る給付費です。

款2 保険給付費、項7 特定入所者介護サービス等費、目2 特定入所者支援サービス費については、予算現額3万9,000円に対して、支出済額3万8,362円です。001特定入所者生活サービス費は、要支援1・2の認定者に係る食費と居住費の軽減措置の給付費です。

以上、款2 保険給付費に係る決算合計額は37億1,406万5,243円です。

32ページをお願いいたします。

次に、款3 地域支援事業費を説明いたします。

項1 介護予防事業費、目1 介護予防事業費については、予算現額3,722万5,000円に対し支出済額3,496万2,610円です。地域支援事業費の財源内訳の負担割合は、国県の支出金が37.5%、その他は市の12.5%負担分と2号被保険者の29%の合計41.5%であり、一般財源は第1号被保険者の保険料21%です。

001二次予防事業、支出済額1,946万1,166円は、要支援、要介護となる可能性の高い特定

高齢者を対象に、その防止、状態の軽減、悪化の防止を図るための事業です。二次予防事業対象者把握事業は、チェックリストを高齢者に送付し、身体等の状況を把握し二次予防事業対象者の選定等を行うもので、筋力向上トレーニング事業、閉じこもり予防事業はそれぞれ予防教室の開催を行ったものです。002一次予防事業、支出済額1,226万4,947円は、一般高齢者を対象に生活機能維持または向上を図るための事業です。

個々の事業内容について説明いたします。いきいき健康相談事業は、3カ所の温泉施設において、各施設月1回血圧測定、各種健康相談等を行うものです。介護予防体操講師派遣事業は、3B体操の講師を各地区に派遣するものです。いきいきサロン事業は、住みなれた地域で仲間と楽しみながら活動するための憩いの場の設立や活動への支援です。介護予防教室、認知症予防教室は、各地区公民館等で実施する音楽療法、転倒防止等教室で、市内4カ所の在宅介護支援センターに委託し実施する事業です。通所型介護予防として、らくらく簡単教室は、水中歩行、エクササイズを民間事業者に委託し実施する事業です。筋力アップ教室は、器具を利用してパワーリハビリを民間事業者に委託し実施する事業です。

004介護予防事業嘱託臨時職員費、支出済額323万6,497円は、予防事業にかかわる臨時職員1人分の人件費でございます。

33、34ページをお願いします。

款3地域支援事業、項2包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費については、予算現額5,498万円に対し支出済額4,950万1,329円です。包括的支援等事業費の財源内訳の負担割合は、国県の支出金が59.25%、その他は市の19.75%負担分であり、一般財源は1号被保険者の保険料の21%です。

001包括的支援事業、支出済額143万8,141円は、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるように地域包括支援センターが中心となり、地域の関係者や医療、介護保険事業所等と連携を図りながら、高齢者に対する介護、福祉、権利擁護等の包括的な支援を行うものです。

個々の事業内容について説明いたします。地域包括支援センター運営事業は、センターの運営に係るものです。地域包括支援センター運営協議会は、運営協議会委員の報酬、事務費等でございます。在宅介護支援センター委託事業は、夜間休日の高齢者等からの相談対応を4カ所の在宅介護支援センターに委託するものです。ケアマネジャー支援事業は、ケアマネへの研修会の開催、情報提供等でございます。権利擁護支援事業は、制度周知や研修会参加費用でございます。

002任意事業、支出済額2,304万28円は、高齢者が地域で安心して生活できるよう介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者家族介護者に対し、地域の実情に応じた支援を行うための事業です。

個々の事業内容について説明いたします。介護給付適正化事業は、介護サービス利用状況等の内容を記載した通知を送付することにより、利用内容の確認や介護保険事業への意識向上等を目的とした事業です。認知症サポーター養成講座は、サポーターの養成等に係る事業です。介護相談員派遣事業は、定期的に市内の施設を訪問し、利用者の相談等に応じサービスの体制強化と質の向上を図るための事業です。家族介護慰労金支給事業は、要介護3以上の寝たきり高齢者を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給する事業です。介護用品支給事業は、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している家族の方に介護用品等を購入するためのクーポン券を交付する事業です。家族介護者交流事業は、在宅で高齢者等を介護している方々の交流を図る事業です。敬老福祉大会は、26年度1,439人が参加しております。フィナーレとなりました。高齢者自立応援事業は、85歳以上で介護認定を受けていない方への市の特産品を贈るものです。高齢者生きがいと健康づくり推進事業は、高齢者運動会、健康ウォーキング等を社会福祉協議会に委託し実施したものです。成年後見人制度利用支援事業は、市長申し立てにかかわる事業でございます。福祉用具・住宅改修支援事業は、福祉用具の購入や住宅改修を支援する事業です。

34ページをお願いします。

004包括的支援事業嘱託臨時職員費、支出済額1,545万7,494円は、地域包括支援事業に係る臨時職員5人分の人件費です。005任意事業嘱託臨時職員費、支出済額533万7,870円は、任意事業に係る臨時職員2人分の人件費です。006任意事業関係職員費、支出済額422万7,796円は、任意事業に係る職員1人分の人件費です。

以上、款3地域支援事業費に係る決算合計額は8,446万3,939円です。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1給付準備基金積立金については、予算現額8,044万9,000円に対し支出済額8,044万8,235円です。001給付準備基金積立金は、介護保険の財政安定化を図るための積み立てでございます。

次に、款6諸支出金を説明します。

項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金については、予算現額60万円に対し支出済額51万3,110円です。001第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者の転出、死亡等による保険料の還付です。

35ページをお願いします。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 第1号被保険者還付加算金については、予算現額1,000円に対し支出はありませんでした。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 国庫支出金等償還金については、予算現額1,004万2,000円に対し支出済額1,004万966円です。001国庫支出金等償還金は、国庫支出金等を決算見込額で算出しているため、給付額の確定後、翌年度に精算し返還する場合の費用でございます。

款6 諸支出金、項2 繰出金、目1 一般会計繰出金については、予算現額1,143万9,000円に対しまして、支出済額は1,143万8,451円です。001一般会計繰出金は、給付額確定後の翌年度に精算して返還する場合の費用です。

以上、歳出決算合計は41億5,675万3,223円です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 速くて目が回りそうで、すみません、参考資料の26ページの一番上、認定調査員の賃金ですが、この人たちは、資格はどんなものがあるのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 認定調査員の研修が1日ありまして、その研修を受けた者が認定調査員として認定調査のほうに伺っています。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 少し飛んで32ページですが、らくらく簡単運動教室（通所型）、これは何カ所ぐらいでやっているんですか。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 場所は1カ所になります。

○委員長（清水正二君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 僕もちょっと知らなかったんだけど、これはどこでしょうか。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） Kai・遊・パークで実施しております。フィットのほうに委託をしております。

○委員長（清水正二君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） じゃ、筋力アップも同じところということかな。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 筋力アップは3カ所です。ニチイさん、福福さん、りほくさん、3カ所に委託をしている事業になります。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それでは、決算審議資料でちょっと伺います。

まず、10ページです。下の認定率ですが、国の認定率、県の認定率、それから市の認定率ですが、これを見ると、ちょっとこのところ何か少し下がっている感じもするです。大した数字ではないですが、この辺の変化というのは、何かあるのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 認定率は若干下がるはいるんですが、その要因についてはちょっとわかりません。

○委員長（清水正二君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） じゃ最後、11ページですが、同じくサービスの種類で居宅、密着、それから施設とあるんですが、施設サービスのほうが率的にこのところずっと下がっていますが、この辺は、要因としてはどんなものなのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） ここにつきましても、ちょっと要因ははっきりしたのはわからないんですが、26年度はフルルール甲斐（特養）が、建設が1年ずれたことによって、8,000万から9,000万あれていますので、その分が見込みよりは減っているとは思われます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

五味副委員長。

○委員（五味武彦君） さっき松井委員が尋ねたところなんですけれども、やっぱり26ページの認定調査員のところですか。1,288件というのは、88件認定したということでしょうか。それとも、認定の相談を受けたということですか。要するに認定率ということになるんでしょうけれども、この辺いかがですか。実質認定したのが1,288人ということでしょうか。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 申請があったものに対して調査に行った件数になります。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） ということは、実際認定したのは、認定率というのは何人ぐらいになったんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） この調査員の賃金は、うちのほうで雇い上げさんとして行っていただいている調査員でして、要介護、要支援者を含めて26年度は2,292人の申請がありました。あとの申請が上がってきた更新のものについては、委託事業所がありまして、そちらのほうに委託をしていますので、雇い上げさんと委託の両方で調査のほうは行っているという形になります。

〔「認定率」「何人認定されたか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 認定調査については、ここで雇い上げている方の調査と、それから施設のほうに委託する調査と、長寿推進課の職員が行っている調査がありますので、その調査件数の合計というのはちょっと今はっきり出てこないんですけれども、認定審査会のほうにかけられた認定者数が、2,436人が認定を受けております。

○委員長（清水正二君） 全体に調査した中で、認定されたのが幾つかということがわかればいいんですけれども。

〔「全体の数字が幾つあるか調べて、そのうち認定されたのが幾つと聞きたいということです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 調査員が調査をして、何人が認定されたかということですね。調査

員の分が何人かということ。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） この認定調査員賃金に係る1,288件調査に行かれた方で認定を受けた方は、全てで1,288人になります。

○委員長（清水正二君） 全員が認定を受けたということですか、100%ですか。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 100%認定を受けております。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） ということは、認定されなかった人はいなかったということでしょうか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 認定調査にも費用がかかりますので、間違いなく認定がと言ったら語弊がありますけれども、認定されそうな人のところに調査は行っていただいて認定しているという形になりますので、おおむね100%ということになります。

○委員（五味武彦君） じゃ、次の質問いいですか。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） じゃ、給料の話なんですけれども、この件数でいうと1件当たり3,500円ぐらいかな。その賃金というのは1件当たり幾らなのか、時間でやっているのか、それだけちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

○介護予防推進係長（小池清美君） 1件3,150円です。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 33ページの認知症サポーター養成講座が開催されているんですけども、18回ということで638人なんですけれども、この開催の内容をちょっと教えていただけますか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 開催の場所は、地区の公民館であったり、小学校で……

[発言する者あり]

○委員長（清水正二君） 静粛をお願いします。

○介護予防推進係長（小池清美君） 地区の公民館とか小学校とかで依頼されたところに包括の職員が出向いて、あとはキャラバンメイトさんと一緒に講座のほうを開催し、認知症のサポーターを養成しております。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） サポーターを養成しますよね。その人たちがどんな形でかかわっているのかという、その活動内容ですよね。その辺はどういう、講座して、受けて、認定もらって、その人たちが今度は認知症の人たちに対してどういうふうに活動しているのか、その辺はどんなになっていますか。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） サポーターの養成講座を受けたからといって、認知症の方に何してあげるといことは大変難しいと思います。なので、一般の方に対して、認知症の方に対する病気を理解していただいたりとか、そういったことの活動を行っていただいております。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、これに対しては特別、講座を受けた認定証とかそういうものは出さないんですか、出しているの。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 講座を受けた方には、オレンジリングを差し上げて、認知症サポーターだよということで認知症の方の見守りをさせていただいています。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは前年度も416人という実績があるんですけども、これは毎年、じゃ、人数はどんどんふえているということですよ。

○委員長（清水正二君） 答弁。

小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 認知症サポーター養成講座は平成19年から実施しております、今現在で2,672人の方が認知症サポーターになっております。

〔「ふえている」と呼ぶ者あり〕

○介護予防推進係長（小池清美君） はい、毎年ふえております。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは認知症を、誰がそのことに関してどういう活動するんじゃないかと、やはり地域でもって認知症を見守るといふか、そういうような大きな目標、目的があるということですね。逆に言うと、この講座を受けた人でも認知症になってしまう可能性もあるということですね、何年か後には。

だから、そういうことを考えると、ある面では認知症の予防効果、こういうことをしながら認知症というものを理解して、自分がならないようにするという、ある面ではそういう目的もありますよね。その辺どうですか、部長。

○委員長（清水正二君） 内藤福祉健康部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 認知症に対するご理解を深めていただくということと、認知症の方ができる限り住みなれた甲斐市の地域で自分らしく暮らし続けていける地域づくりを目指すという趣旨で、サポーター講座も開催させていただいております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） よろしくお願ひします。もう1点ね。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その下の高齢者生きがいと健康づくり推進事業ということで、1,247人参加しているという、この事業の内容はどんな内容ですか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

塚田係長。

○長寿あんしん係長（塚田英仁君） 内容につきましては、高齢者向け講座トライ2014というものと、高齢者の運動会、それと高齢者健康ウォーキング大会というものが事業内容になっております。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これの開催については、どんな形でもってそれを開催しているかと、地域でやっているのか、市が主導してやっているのか、その辺はどうなっていますか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

塚田係長。

○長寿あんしん係長（塚田英仁君） この事業につきましては、社会福祉協議会の委託事業に

なっておりますので、社会福祉協議会のほうで開催募集を行いまして実施をしております。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 32ページ、いきいきサロン事業について、ちょっとお伺いします。

41地区、新規設立4地区で、現在は45ということで、解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 平成26年度の実績では、41地区足す、新たにつくられた4地区でございますが、今現在は52地区まで伸びております。

○委員長（清水正二君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） これの補助といたしますか、259万7,000円何がしが出ているんですが、これ平均、各地区均等割のような補助金でしょうか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 延べ人数に基づいて算出されております。

○委員長（清水正二君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 参加人数それぞれ異なっていると思いますので、補助金も人数割ということなんですが、先ほどもありましたように、敬老福祉大会がフィナーレですか、終了したということで、その辺、各地区でそれぞれお年寄り、高齢者の方に生きがいを持っていただくというような趣旨で、いきいきサロン、これの充実ということが言われていますけれども、ぜひその辺、前向きに、予算の話になって申しわけないんですが、とっていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

○委員（金丸 寛君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

山本今朝雄委員。

○委員（山本今朝雄君） すみません。26ページの4、001介護認定審査会、これ職員1名、これ25年度は2名ということになっておりまして、1名減ったのはどんな原因なんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 甲斐市、中央市、昭和町で構成しておりますので、24年度については甲斐市の職員が行っておりました。26年度から中央市から来ておりますので、その分で1名減ということ、甲斐市が1名減ったということで、かわりに中央市から来ておりますので1名減ということでございます。

○委員長（清水正二君） 山本今朝雄委員。

○委員（山本今朝雄君） 業務の内容はどんなことをやられていますか。

○委員長（清水正二君） 山口リーダー。

○介護認定審査会（山口文六君） 私が中央市から来ています山口です。

私の仕事は、甲斐市、中央市、昭和町から来ています、今こういう形でお持ちしました資料等につきまして審査まとめをするのと、あと審査会に伴います先生方の調整等を行います。先生方への通知、その後は各3市町への結果の報告等を行い、あと予算等を管理するのが私の仕事となっております。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。頑張ってください。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

山本今朝雄委員。

○委員（山本今朝雄君） その下の003ですけれども、介護認定審査会、さっきもちよっと質問があったようですが、この資格はどんなあれが必要なんでしょうか、審査会委員になる資格です。

○委員長（清水正二君） 山口リーダー。

○介護認定審査会（山口文六君） お答えします。

資格といいますか、一応介護保険法に基づきまして委員を設定してございます。委員につきましては医療関係者、主に医師の方でございます。福祉関係者というのは、各介護施設等の職員の方に委員になっていただいています。あと保健分野といたしまして、県の保健福祉分野のOBの方及び各県の病院の婦長さん等に委員としてなっておりますので、一応構成的には、今は医師の方が12名、保健の方が4名、福祉分野の方が4名ずつという

ことで、合計20名で構成してございます。

ただ、26年度につきましては、1名の方がちょっと病気で途中退任されましたので、一応21名ということでここに計上してございます。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

山本今朝雄委員。

○委員（山本今朝雄君） 26年度の審査件数はどのくらいあったんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 山口リーダー。

○介護認定審査会（山口文六君） 26年度につきましては、審査件数は3市町合わせまして3,681件でございます。

○委員長（清水正二君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 最後にすみません。この報酬として860何万か載っていますけれども、報酬の積算といいますと、どんな計算方法になるんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 山口リーダー。

○介護認定審査会（山口文六君） 甲斐市の方針に基づきまして、附属委員の構成及びその他の非常勤委員の報酬に関する基準という基準がございます。それに基づきまして、1審査会当たり1回につき1万5,000円ずつの報酬となっております。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 28ページの施設介護のサービス給付費のところですが、介護老人の福祉施設、それから介護老人保健施設、介護療養型医療施設と、それぞれ25年、26年度で減ったりふえたりしておりますけれども、特に介護老人の福祉施設についてであります、今この介護老人福祉施設には1,877件と書いてあります。これは1,877人が入院されているというのではないですよね。何人入所されているか教えてください。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 入所者の人数は202人です。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今問題になっているのは、相変わらず特養の待機者が多いということではありますが、全国的には40万人以上、それから県でも6,000人以上というような、甲斐市ではどのぐらい今、平成26年度で結構ですけれども、待機者があったんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 現在、特別養護老人ホームの待機者は604人でございます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） これは以前から比較して、要するに平成24年、25年比較して、ふえていますか減っていますか。

○委員長（清水正二君） 山田係長。

○介護保険係長（山田郁子君） 25年度が450人でしたので、ふえております。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 入所待ちの長い方では3年、4年、いやもっと、5年くらい待っていても入れないというようなことを聞いているんですが、やはり問題は福祉施設が少ないということが言えるのではないかなというふうに思うんですよ。地域密着型の介護予防施設も出ているんですけれども、今後の方向としては、こういう施設をふやしていくという方向で検討しなければいけないのじゃないかと。

これはある人から聞いたんですが、仕事をやめて自宅で見なきゃならない、老老介護とか、それからまた、その他いろいろと自宅で見るということが大変な状況が生まれているんですよ。ですから施設をふやして、これは基本的にはやっぱり介護サービスの基本につながるのではないかなと。もちろん自宅で見るというのは理想でしょうけれども、なかなかそうはいかないという状況ですので、今後の計画としては、平成27年、また来年に向けてどんなふうな計画で施設の増設、あるいはまた待機者を減らしていくかというふうに考えていらっしゃるのか、部長さんお願いします。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

内藤福祉健康部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 高齢者の皆さんを支援するまちづくりを推進するという観点からも、やはり在宅での介護体制がとれる環境の整備、また、樋泉委員さんがおっしゃった

ような施設整備も、今後計画的に本市でも整備を進めていく予定でございますし、平成29年度には地域密着型老人福祉施設を1施設建設する予定で計画のほうも立てているところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ぜひそういうことで、できるだけ待機者を少なくし、少子高齢化の時代に突入ということで、山梨県でも100歳の長寿の方が大分出てきているという状況でありますので、ずっと元気でいただければいいんですが、いつどうなるかわからないので、そういう点ではやはり甲斐市も全県の典型になるような、そういった施設をつくったり、介護サービスを徹底すると。しかも安い介護サービスでやっていただくということが基本ではないかなと思うんですよね。そういう点ではぜひご尽力いただきたい、要望でございます。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） すみません、33ページ、ちょっとお聞きしたいのは、任意事業の中に、一番下に福祉用具・住宅改修支援事業2,000円というふうにあるわけです。この2,000円は、ちょっと内容を教えていただきたいということでございます。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 介護認定を受けていても、介護サービスを使っていらっしゃらない方が何人かいらっしゃいまして、サービスは継続して使わなくても大丈夫なんですけれども、住宅改修だけちょっとやりたいという方については、ケアマネジャーさんがついておりませんので、プランというか理由書を書いていただく金額1件2,000円になっております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 高齢者が多くて、住宅の改修がされていなくて、けがしたとかというような、そういうこともあるし、また治療費が余分にかかっているということもあるわけですけれども、もっとこれ住宅改修も必要な方がいらっしゃると思うんですが、その辺についての調査といたしますか、できなかつたことはなかつたのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 定期的にケアマネジャーと情報交換会を実施しておりますので、またその際にそういった件について周知していきたいと思います。

○委員（三浦進吾君） ぜひ。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（三浦進吾君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

これで歳出についての審査を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第4号 平成26年度甲斐市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

○委員（松井 豊君） 日本共産党甲斐市議団、松井豊です。

平成26年度甲斐市介護保険特別会計決算の反対討論を行います。

26年度は第5期の最終年ということで、ことしから第6期が始まっているわけですが、第4期と比べて約2割の保険料が上がり、1人の負担も1万円近く上がっています。そのよう中で、当初発足した介護保険、初めのうちは市民運動もありまして、かなりそこそこのものだったのが、改定のたびに改悪されてきているという、かなり深刻な状況があります。サービスの面で一定改善されたところもありますし、職員の努力もそれなりに評価したいとは思いますが、介護保険は地方自治の自治事務であり法的な拘束力がないから、低所得者や年金生活で厳しい暮らしを強いられている高齢者に特に援助をすべきであります。そういった面で予算に反映してもらいたいということでもあります。

あわせて、自治体の問題ではありますが、国の負担割合を3割に引き上げるだけで保険料を引き上げずに済むという数字的な問題もあります。そもそも消費税を導入した理由は、来るべき高齢化社会と言いながら、全く改善がされていないということを考えると、簡単に賛成できないという状況があります。既に始まっています第7次高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業が充実できますようお願いをしまして反対討論とします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水正二君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第5号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

土屋長寿推進課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 引き続きよろしく願います。

決算書231ページをお願いいたします。

予算現額1,739万9,000円、歳入額1,685万6,731円、歳出額1,540万6,797円、144万9,934円を平成27年度に繰り越すものです。

236ページ、237ページをお願いいたします。

歳入は、事項別明細書でご説明させていただきます。

市では、地域包括支援センターを直営で運営し、居宅介護予防支援事業所の指定を受けております。このため介護保険特別会計とは別に介護サービス特別会計を設置し、要支援1・2の方々のケアプランの作成業務等を行っております。

款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 予防給付費収入、節1 居宅支援サービス計画費収入については、収入済額1,587万7,680円、介護保険の要介護認定者のうち要支援1・2の方々のケアプラン作成業務に係る国保連合会からの収入でございます。

次に、款2 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 職員給与費等繰入金

については、繰り入れがありませんでした。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金については、収入済額97万8,051円です。平成25年度の決算に伴う繰越金です。

款 4 諸収入、項 1 預金利子、目 1 預金利子、節 1 預金利子については、預金利子の収入済額1,000円でございます。

款 4 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入はございませんでした。

以上、歳入合計額1,685万6,731円です。

次に、歳出を説明いたします。

歳出は平成26年度決算参考資料ナンバー 5 で説明させていただきますが、決算書については238ページからとなります。

それでは、決算参考資料36ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費については、予算現額1,119万6,000円に対し支出済額1,023万3,617円です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費の収入です。001総務管理関係職員費709万3,782円は、関係職員 1 名の人件費です。002総務管理関係嘱託臨時職員費306万7,780円は、関係臨時職員 1 人の人件費です。003事務諸費 7 万 2,055円は、各種通知等に係る事務費です。

款 2 事業費、項 1 居宅介護支援事業費、目 1 居宅介護支援事業費については、予算現額576万3,000円に対し支出済額473万4,180円です。財源内訳のその他は、居宅支援サービス計画費収入です。001居宅介護支援事業費は、要支援 1・2 の要支援認定者のケアプラン作成をほかの事業所に委託した費用になります。

37ページをお願いします。

款 3 諸支出金、項 1 償還金、目 1 償還金については、給付費の誤り等があった場合に返還する費用ですが、支出はありませんでした。

款 3 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金については、一般会計からの繰入金を精算し翌年度に返還する費用です。予算現額43万9,000円に対し、支出済額43万9,000円です。財源内訳のその他は繰越金です。

以上、歳出決算額は1,540万6,797円です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 一番最初の職員給料ですが、その下に手当がありますけれども、そうすると、この手当も含めての給料ということなんですか。今まで、何というか……

○委員長（清水正二君） 松井委員、歳出のほうですね。

○委員（松井 豊君） 歳出、今までは手当は余りなかった……

○委員長（清水正二君） もう一度お願いします。

○委員（松井 豊君） すみません。職員給料1人369万とありまして、その次に職員手当とありますけれども、今まで手当というのは余り書いていなかったように思うので、ちょっと気になって。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 正職員の分に係る人件費の部分でございますので、給料のほか、職員手当としては通勤手当とか扶養手当とかそういった手当に入ります。

○委員長（清水正二君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 今まではまとめて書いてあったということなのか、それともう一つは、金額的にちょっと手当としては高過ぎる気がするけれども。

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 今までは人件費ということで一括で載せていましたが、今回、職員給与費、職員手当、職員共済費ということで分けて掲載させていただきました。

内容については人事課のほうで管理をしているので、ちょっとうちのほうでは把握できておりません。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の質疑を受けます。

保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） 支出のほうで36ページの2の事業費、001ケアプラン作成委託とあるんですけれども、これ初回63件とありますが、この要支援1・2の人の人数というのは何

人になるのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 要支援1の方が136人、要支援2の方が263人、合計399人になります。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） それから、この要支援1・2にもならない高齢者の方というのは、要するに介護に関係しないというか、あと残りは何人になるのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長、要支援1と2のですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（清水正二君） 土屋課長。

○長寿推進課長（土屋達巳君） 65歳以上の人口1万6,803人から要介護認定者2,292人を引きますと、1万4,511人になります。

○委員長（清水正二君） 内藤部長。

○福祉健康部長（内藤光二君） 補足させていただきます。

決算審議資料の10ページをお開きいただきますと、上のところに要介護度別ということで、要支援から、先ほど係長が答弁した人数が136人、合計が2,292人と。そして、それ以外の対象となる方の65歳以上の人数につきましては、9ページの上に1号被保険者の状況というところで合計が1万6,803人ということで、引き算した数字が1万4,511人ということですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 保坂副議長。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、この1万4,511人の方の健康管理というか、自分でやっているわけなんですけれども、いきいきサロンとかそういったことはみんな関係すると思うんですけれども、ほかには何かあれですか、きょう決算審議をした中で、こういった方が使えるというか考えたものというのは、ここにはない。介護だからないですよ、当然ないんですけれども、まあいいです、ないから。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（保坂芳子君） 後で聞きに行きます。いいです。

○委員長（清水正二君） ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 36ページの、本当につまらぬことだけれども、事務諸費の中に賃金とあるんですよ。賃金で3万1,000円と記載がございますけれども、この賃金という言葉の内容と、どういうふうなお支払いをしているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 地域包括の中に相談業務がありまして、その相談業務が結構膨大なものになってしまっておりますので、雇い上げさんをちょっとお願いをして、そのデータを入力していただいていたいました。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 時間的にはどのくらいになるんですか。

○委員長（清水正二君） 小池係長。

○介護予防推進係長（小池清美君） 時間的には雇い上げさんなので決まっていなく、その方が都合のいいときに来ていただいて入力をして、終わったら帰っていただくような形で入力のほうをお願いしておりました。

○委員（三浦進吾君） わかりました。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第5号 平成26年度甲斐市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、討論を終わります。

これより本案について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩して、職員の入れかえを行います。
押しておりますので、すみませんが、2時30分再開。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時31分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、認定第6号 平成26年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまでございます。引き続きよろしく願い申し上げます。

それでは、市民活動支援課でかかわります住宅新築資金等貸付事業特別会計の平成26年度決算の内容につきまして説明をさせていただきます。

それでは、決算書241ページをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表から説明をさせていただきます。

予算現額234万9,000円に対しまして、歳入は251万3,772円、歳出は233万9,219円で、差し引き17万4,553円が平成27年度への繰り越しとなっております。この事業は、国の地域改善対策特別措置法により国の施策として実施された事業ですが、貸し付けは昭和55年が最初で、平成10年の貸し付けが最後となっておりますので、現在は貸付者からの償還処理と貸し付け時点の財源としました県借入金の償還が主な内容でございます。

なお、当初からの全貸付者数は33人ありますが、20人は完済しておりますので、平成26年度以降の償還対象者は13人となっております。また、県への借入返済につきましては、平成26年度末の総額826万6,709円で、平成35年度に完済する予定でございます。

それでは、引き続き具体的な内容につきましてご説明をいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

決算書は246、247ページをお願いいたします。

まず、第1款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、既に説明をさせていただきました一般会計からの繰入金で、143万2,000円でございます。貸付金の償還の確保が困難であったことから発生した未収金の財源補填のため、一般会計から繰り入れたものであります。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金19万4,547円でございます。

次に、第3款諸収入、第1項貸付金元利収入のうち、第1目住宅新築資金貸付金元利収入であります。収入済額は67万7,225円で、収入未済額は8,443万9,933円となっております。

同じく第2目宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、収入済額は20万9,000円で、収入未済額は4,726万419円となっております。この収入未済額につきましては、昼夜を問わず戸別訪問をし、納付をお願いしているところではあります。高齢化や収入減などにより、なかなか思うように成果が上がらない状況ではありますが、今後も引き続き一層の努力をしてみたいと考えております。

次に、第2項預金利子、第1目預金利子につきましては、普通預金の利子で1,000円となっております。

第3項延滞金、第1目の延滞金につきましては、収入はありませんでした。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。

決算書は248、249ページになりますが、歳出につきましては決算参考資料で説明をさせていただきます。

決算参考資料のナンバー4の17ページをお願いいたします。

第1款事務費、第1項事務費、第1目住宅新築資金等貸付事務事業費につきましては、支出済額は1,561円ありますが、貸付者への償還通知や督促などに伴う郵便料でございます。財源内訳のその他財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金につきましては、支出済額は203万1,640円ありますが、貸付金の原資としました起債の借入先であります山梨県への償還元金でございます。財源内訳のその他財源につきましては、貸付者からの償還金73万2,092円と一般会計からの繰入金128万751円を充てております。

同じく第2目利子につきましては、支出済額は30万6,018円でございますが、起債償還の利子分でございます。財源内訳のその他財源につきましては、貸付者からの償還金15万

4,133円と一般会計からの繰入金14万9,688円を充てております。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計についての説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は総務教育常任委員会になります。

所管の委員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 247ページですか、歳入のところでお尋ねしますが、元金と住宅資金の貸し付けですね。それぞれ土地と、それから新築の建物とに貸し付けして返ってくるお金ですが、これ、この中に、例えば1番の住宅新築資金貸付元利収入の中の調定額8,500万で、67万ことし入っていますが、現年分と過年度分と2通りあると思うんですよね。これだとちょっとわかりづらいので、先ほどもほかのところも言っておきましたが、やっぱりここ、現年度分と過年度分に分けて、節とか目は自由に立てられるわけですから立てて、このうち現年度分がどれだけ入ってきたのか、幾ら調定して幾ら入ってきたのか、過年度分は幾ら調定、今までたまっている分全てになると思いますが、そのうちからどれだけ返ってきたのかというような形でわかるようにするべきだと思いますが、いかがですか。

○委員長（清水正二君） 武川事務局長。

○議会事務局長（武川 訓君） 午前中もその話を伺っておりますので、財政当局、また会計課と協議をしながら調整をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） じゃ、先ほどからお伺いして、33人に貸し付けがされて、20人は完済されていると。あと残り13人で、現実にまだお返しをしている方もいるわけですね。35年前ですから、普通に返しているという方もいるし、早く借りた人は償還期限も済んでいるんだけども滞納になっちゃっているという方もかなりいるわけです。それで、今のところ総合計で1億3,170万という額がいわゆる未納という形で滞納となって、これは一般会

計から補填しているわけですから、いわば市民の税金でこれは補填をしていると、こういうことになるわけですが、巨額な金ですよ、わずかな人数に対して。やっぱり大事な市の税金ですから回収しなきゃならないと、こう思いますけれども、先ほども連日連夜と言っていました、なかなか大変だと思いますけれども、どんなぐあいですか。滞納分もことし入っていますか、現年だけじゃなくて。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） ここにある収入はほとんど過年度分でございます。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると、33人まではあるけれども、償還が平成35年まで県へ返す分はあるんだけど、現年分には誰もいないということですか。あったけれども、返す分があるけれども、全然入っていないということですか。

○委員長（清水正二君） 新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） この13人のうち現年分があるのは1人ございまして、その1人分についても過年度のものを充当になっております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 1人分も全然一円も入らなかったと。全部過年度分だけと。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

新津係長。

○市民生活係長（新津 誠君） 過年度分だけが入っております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（米山 昇君） わかりました。先ほどから言っているように1億何千万という額ですから、できるだけ、平成35年ですか、終わりになるまでにある程度回収しないと、これまた償還がなくなっても負債だけがずっと残っていくという形で、市のほうで特会を閉じられないような形になっちゃいますので、回収のほうを頑張っていただきたいと思いますので、要望でいいです。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第6号 平成26年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第11号 平成26年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 大変ご苦労さまです。

それでは、環境課より合併浄化槽事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書につきましては303ページからとなります。

まず、決算総括表であります。歳入額につきましては2,009万4,585円、歳出額については2,007万4,486円、差し引き2万99円を27年度に繰り越すものであります。

合併浄化槽の事業の概要であります。平成20年度から地域再生交付金の汚水処理施設整備交付金を活用し、下水道の計画外の地域について合併浄化槽の整備を実施するものです。当初は下水道課が所管しておりましたが、業務の見直しがあり、23年度から環境課が所管しているところであります。

対象地区につきましては、敷島地区が清川、睦沢、吉沢、大久保、天狗沢の一部、牛句の一部の6地区、それから、双葉地区が米沢、笠石、菖蒲沢、新田の4地区であり、合計で

10地区であります。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

決算書につきましては308ページ、309ページとなります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目合併浄化槽負担金は、現年度、過年度を含め調定額193万7,800円の調定に対し、収入済額187万2,200円、不納欠損額6万5,600円で、収入未済はありませんでした。徴収率につきましては96.6%でありました。

また、2款使用料及び手数料、1項使用料についても、現年、過年度を含め調定額430万752円に対し、収入済額429万7,392円、不納欠損額3,360円で、収入未済額はありませんでした。徴収率は99.9%であります。

負担金及び使用料の不納欠損額であります。内訳としましては、現年度の分担金が1件1万6,400円、過年度の分担金が3件で4万9,200円の合計で6万5,600円、また、過年度の使用料が1件3,360円あります。この5件については全て同一人であり、浄化槽設置者が死亡した後、相続放棄となったものでありまして、結果、徴収が不可能ということで不納欠損をしたものであります。

分担金につきましては29戸です。なお、分担金は浄化槽設置した翌年度、条例の規定に基づき賦課をするところであります。

次に、使用料の賦課内訳は118戸の浄化槽の使用料です。5人槽が82戸、それから7人槽が95戸、10人槽が11戸であります。

次に、2項手数料、1目手数料について、収入済額2万5,600円は排水設備確認検査手数料で、1件2,000円で11戸分2万2,000円、加えて督促手数料36件、1件100円で3,600円となり、合計で2万5,600円あります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目污水处理施設整備交付金は、収入済額233万5,000円です。これは設置工事費10基分のうち、補助対象経費のおおむね3分の1の補助金でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金766万3,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、310ページ、311ページをお願いします。

5款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であり、1,393円でした。

6款1項1目諸収入につきましてはありません。

7款1項1目合併浄化槽事業債390万については、この事業の財源措置として決められて

おります補助対象事業の30分の17についての起債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明を行います。

歳出につきましては、参考資料ナンバー4になります。参考資料を中心に説明をさせていただきますが、決算書につきましては312ページ、それから313ページになります。

それでは、ナンバー4の参考資料18ページをお開きください。

最初に、財源内訳を総括的にご説明いたします。

まず、下段にあります合併浄化槽事業費における国県支出金の欄の233万5,000円でありませんが、先ほどの国庫支出金であります。

市債の欄に390万の市債がありますが、先ほどのとおり30分の17に当たる起債でございます。

それから、その他欄上段の一般管理費の合計22万6,997円、下の段、合併浄化槽事業費の合計602万3,153円、次の19ページの公債費の元金32万3,192円、それから、利子の108万9,658円の4つを合計しますと766万3,000円となり、歳入における一般会計の繰入金となります。

それでは、順次事業ごとに説明をさせていただきます。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を説明させていただきます。

まず、001総務管理費は、1件当たり7万円を補助する水洗便所改造補助金の科目であります。2件を補助しまして14万円でありました。

次に、002合併浄化槽分担金徴収費については分担金前納報奨金と郵便料で、分担金前納報奨金30万5,990円は、5年一括の19人分と1年一括の7人分の合計26人の報奨金であります。また、郵便代として、分担金分割納付者に対する納付書の発送等にかかわるものであります。

次に、003合併浄化槽使用料徴収費は、26年度より合併浄化槽の負担金及び使用料に対しまして口座振替制度を導入しました、このため、事前に口座振替依頼書を送付しておく必要があり、その印刷製本費ということで2万9,376円と、使用している全ての方188人に対する納付書の送付郵便料と口座振替依頼書の送付にかかわる郵便料5万7,621円でございます。

次に、2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費ですが、001合併浄化槽整備事業については、合併浄化槽設置のための設計委託料10基分のほか郵便料で227万9,299円です。また、合併浄化槽設置工事費731万7,000円は10基分の工事費で、5人槽が3基、7人槽が

7基、10人槽以上はございませんでした。

次に、002合併浄化槽維持管理事業費ですが、ブロワー修繕15件のほか、郵便料、合併浄化槽清掃料、法定検査手数料及び保守点検料などがあります。

法定検査手数料、清掃費で544万5,540円については、浄化槽法に基づきまして設置後の水質検査と年1回の定期検査として185基分82万8,000円と、清掃料183基分461万7,540円の合算額であります。

また、保守点検料は、浄化槽の機能を良好に保つために、消毒剤の点検、補充調整等の維持管理委託料で185基分234万8,459円であります。

それから、下に行きまして、3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、20年度から借入をした公債費1本分の元金分の償還で32万3,192円あります。

それから、その下、3款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、20年度から25年度までに借入をしました公債費6本分の利子償還分で108万9,658円ありました。

予備費については、支出はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は厚生常任委員会に移ります。

所管の委員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 地域なんですけれども、双葉、敷島、地域的にはどこへ何基設置したのか。

○委員長（清水正二君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 地域的には敷島地区のほうに約8基、それから双葉地区のほうに2基で、合計で10基でございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10基だよな。

○環境課長（小田切 聡君） 10基です。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今ここに保守点検とか清掃料の185基というのは、今までに設置したトータルという考え方でいいのかな。

○委員長（清水正二君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） そのとおりでございます。当然、26年度に新しく設置した方については翌年という形もありますし、清掃代は年3回やってございますので、その基準で1回るときもあるし、2回るときもあるし、3回るときも出てきますので、一応この185につきましては、その年の清掃料でございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、これについては最終的にやるのが600だかという計画で、まだ年間に20基設置をするということで最初スタートをしたと思うんですよね。それで、30年かけて600というふうな将来計画を持っていたと思うんですけれども、その計画に対してはどんなぐあいに進捗をしているということなのかな。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応この事業は国土交通省の美しい水環境創造プランという事業の中で行ってまして、まず、平成20年度から24年度までを第1期の事業計画、それから、平成25年から平成29年までを一応第2期の事業計画となっております。その1期ときには各年度20基ということで、目標数190基に対して165基ということで進捗率は87.3%でございました。25年度からの2期事業ということで、これは各年20基という予定を組んでおります。5年間で100基を行うという予定であります。一応25年、26年と経過しまして、合計で今30基ということで進捗率については30%でございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、進捗率が30%ということは、その計画に対しては沿ってはいないということだよな。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 第2期2次計画で毎年度20件というところで、25年度が20基、それから、本来ですと26年度は20基をやる予定でしたが、手が挙げたのが一応10基とい

うことで、そこが若干減ったような状況にあります。

以上です。

○委員長（清水正二君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今そういう状況の中で今期に入っているということですが、この事業も目的としては水をきれいにすることであるので、できるだけ計画に沿った流れでやるように努力してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 歳入のほうの309ページですか、過年度の合併浄化槽の分担金と、それから過年度の使用料4万9,200円と3,360円、調定額と同じものが不納欠損という形でされておりますが、先ほど説明あったように徴収不能だということで不納欠損処分されたと思いますが、これでもうあとは過年度分はない、滞納額はないという理解でよろしいですか。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 支出のほうで18ページに分担金の前納報奨金がありますが、5年が19人の、1年一括が7人ですか、ほとんどの方がこの制度を利用しておりますけれども、この報奨金の率、5年と1年、当然違うと思いますけれども、幾つになるでしょうか。下水と比べて同じですか、下水なんかも。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） ちょっと下水のほうは記憶してございませんが、うちの合併浄化槽の一括納付の報奨金につきましては、5年分につきましては19.2%、4年分につきましては15.0%、3年分につきましては10.8%、それから2年分につきましては6.5%、1年分については2.1%ということでございます。ただ、人槽の中によって、その工事費の内容によりまして金額のほうが変わってきますが、大体5人槽の方は8万3,700円かかるところ、

5年一括すると約1万5,000円ぐらいが割安ということで、1年一括分割ですと1年間に250円ぐらいしかお得にならないということで、5年分割のほうを勧めているところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 19.2%ということで、この低金利の時代、かなりの有利な制度だと思いますが、下水のほうは承知していないということですが、下水にしても、簡水、農業集落にしてもほとんど同じ事業ですから、やはりこの辺は多分下水も同じだと思いますけれども、あわせてしないと、片方は19%値引きしますよ、ほかのほうは10%しかしませんよというじゃうまくありませんので、同じような特会が幾つもありますから、その辺は調整をして合わせるようにということで、要望でいいですからお願いします。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 先ほどの関連でございますけれども、合併浄化槽の整備10件ということでございますけれども、聞くところによると楯無堰というところがございまして、そこに合併浄化槽でも排水がとれない、あるいは楯無堰のほうで理解がもらえなくて排水を落とせないと。だから、落とせないから合併浄化槽を採用しないというようなことがあるわけですが、その辺に対しての対応はどのようになっているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 当然、楯無堰との問題が非常にございます。その辺につきましては、どういった形で放流をさせていくのかということは、当然楯無堰の関係者と協議した中で、今も排水はさせてもらっていますが、根本的に楯無堰の担当としては直接的な放流はだめという形の中で、何とか間接的な放流をと。その間接的な放流もない場合はしようがないということをお伺いして、今年度も、27年度につきましても、楯無堰の関係者と協議はしているところでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 従来堰に隣接しているお家が結構あるんですね。それでそこから、昔の単独の浄化槽じゃやむを得ないんだけど、今の合併浄化槽だと水質もきれいになる

ということで多くの方は理解してもらっているわけなんですけれども、その辺の説明で行政でももっと理解してもらおうような形で、直接落とせるとすれば、もっとこの件数が上がると思うんですけれども、その辺に対してのお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 小田切環境課長。

○環境課長（小田切 聡君） 先ほども申しましたように毎年度、楯無堰の関係者とその辺については協議しているところで、当然うちのほうとしましても直接的な放流をさせていただければ一番ありがたいと思っていますので、鋭意努力はしたいと思っています。

以上です。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（三浦進吾君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第11号 平成26年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

再開25分になります。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時24分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、認定第8号 平成26年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまでございます。

それでは、地域し尿処理施設特別会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書と決算参考資料と決算参考資料の指定管理者導入施設の実績というので説明させていただきます。

初めに、事業の概要について説明させていただきます。

この会計では、敷島地区にある敷島台団地及び松島団地のコミュニティプラント施設の保守点検などの維持管理を主に行っております。なお、双葉登美団地は地元自治会への指定管理でありまして、市からの指定管理料の支出はありません。双葉高原団地は平成23年に下水道へ切りかえをしまして、現在は稼働しておりません。

施設の概要でございますが、敷島台団地は昭和47年に竣工いたしまして、処理人槽2,300人槽で、排水基準のBODは1リットル当たり20ミリグラム以下、使用戸数340戸であります。松島団地は昭和56年に竣工いたしまして、処理人槽1,380人槽で、排水基準のBODは1リットル当たり20ミリグラム以下、使用戸数は267戸であります。

それでは、決算の説明をさせていただきます。

決算書265ページをお願いいたします。

予算現額1,741万6,000円に対しまして、歳入額1,564万5,746円、歳出額1,512万5,840円、歳入歳出差引額51万9,906円であります。

最初に、歳入でございます。

決算書の270、271ページをお願いいたします。

第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料、第1節地域し尿処理施設使用料、収入済額1,338万9,300円であります。内容につきましては、敷島台団地が1世帯1使用月で税込み1,620円であります。松島団地が1世帯1使用月で税込み2,160円あります。収入未済額の5万8,920円につきましては、平成20、21年度の未納額及び現年度分1件であります。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、第1節利子及び配当金、収入済額7万4,000円あります。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金、収入済額160万円あります。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金、収入済額58万1,446円あります。

次に、第5款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子、第1節預金利子、収入済額1,000円あります。

次に、第2項雑入、第1目雑入、第1節雑入につきましては、収入はございません。

以上、歳入合計の収入済額は1,564万5,746円あります。

続きまして、歳出でございますが、決算書は272、273ページになりますが、決算参考資料ナンバー7の10ページをお願いいたします。

第1款衛生費、第1項地域し尿処理施設費、第1目地域し尿処理施設維持費、001地域し尿処理施設関係職員費、支出済額400万485円、財源内訳のその他160万円は一般会計繰入金であります。内容につきましては、下水道課職員1名分の人件費であります。

002地域し尿処理施設維持費、支出済額1,105万1,355円、財源内訳のその他1,000円は預金利子であります。内容につきましては、施設2カ所の光熱水費、修繕費、保守点検委託料などあります。保守点検につきましては、松島団地がクリーン環境センター、敷島台団地が山梨水処理技研で行っております。点検内容としましては、スクリーン、破砕機、調整槽、曝気槽、沈殿槽、ブローポンプの定期点検を月4回、放流水のpH、BOD、COD、SS、大腸菌などの水質検査を年4回実施しております。

次に、第2款諸支出金、第1項基金積立金、第1目地域し尿処理施設基金積立金、001地域し尿処理施設基金積立金、支出済額7万4,000円、財源内訳のその他7万4,000円は基金利子であります。

次のページをお願いいたします。

第3款予備費、第1項予備費、第1目予備費、001予備費については、予備費からの充当はありませんでした。

決算書、また戻っていただいて、275ページをお願いいたします。

財産に関する調書になりますが、地域し尿処理施設基金でございます。26年度に7万4,000円を積み立ていたしまして、26年度末の現在高は3,732万7,000円であります。

最後に、指定管理者導入施設の実績についてでございます。

指定管理者導入施設の実績についての1ページをお願いいたします。

施設名ですが、双葉登美団地地域し尿処理場、指定管理者は双葉登美団地污水处理施設管理組合であります。指定期間が平成18年4月1日から、平成23年に更新いたしまして、平成28年3月31日までとなっております。建設年月日が昭和63年で、27年経過している状況でございます。

施設の概要であります。800人槽の浄化槽で、設計放流水質BODは1リットル当たり20ミリグラム以下であります。

利用状況であります。167世帯の加入であります。

次のページをお願いいたします。

指定管理料であります。市からの支出はありません。運営につきましては167世帯の使用料、月額2,500円で運営している状況でございます。

平成26年度の収支決算の状況であります。収入の部の主なものは使用料収入でありまして、収入合計580万9,799円であります。支出の部の主なものは、修繕費、委託料、光熱水費でありまして、支出合計は564万6,622円あります。収入から支出を差し引いた差引残高が16万3,177円で、翌年度への繰越金であります。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

所管は建設経済常任委員会に移ります。

所管の委員の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） 所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の質疑を受けたいと思います。

松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと聞き落としたというか、メモできなかつたんだけど、敷島台と松島団地の月当たり1戸幾らか。

○委員長（清水正二君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 敷島台団地が1世帯1使用月、1世帯の1カ月が税込みで1,620円、松島団地が同様の1世帯一月で税込み2,160円であります。

以上であります。よろしくお願ひします。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 敷島台はたしか浄化槽を、いわゆる広域下水に切りかえる話が出ているようですが、ちょっとその辺で余り情報がないので教えてもらえる……。

○委員長（清水正二君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 委員さんのおっしゃるとおり、敷島台団地におきましては今年度から事業に入ります。3年から4年かけまして、下水道の工事、本管を終了します。本管工事が終了した翌年度に全戸において宅内工事を実施していただきます。翌年度に宅内工事1年間終えていただいて、その翌年から工事が終われば下水道という形になりますが。

以上であります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、流域下水に接続できるのは大体何年ということに、大体でいいです。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 本管工事をやり始めますと、検査終わりますと接続するのは構いません。ただ、地域し尿のほうの運営費がありますので、下水道料金はいただきません。その間は地域し尿の使用料として払っていただきます。使えるか使えないかという話になりますと、本管工事が終わって、宅内の汚水ます工事が終わって、検査が終わりますと、あと宅内の工事をしていただくことになり、それが終われば使えることになるということになりますので、一番遅い人でも4年先という考えになるかと思ひます。

以上であります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 指定管理の登美団地のことでちょっとお伺いしたいんですけども、2ページの収入の部のところの繰入金58万5,090円とあるんですが、これはどこから入っているものか説明をお願いしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 58万5,000円につきましては、施設維持積立金からの取り崩しということで、積立金をこのところでは持っています、電気料とか高騰により支出がふえたということにより繰入金を入れたということです。

以上です。

○委員長（清水正二君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この組合でその積立金を持っているということだと思んですけども、それ今どのくらいあるのかわかりますか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 登美団地の特別会計からもらっている資料によりますと、26年度末で3,600万ほどと聞いております。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第8号 平成26年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第9号 平成26年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

歳入歳出一括で当局の説明を求めます。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまです。

引き続きまして、農業集落排水事業特別会計の説明をさせていただきます。

先ほどと同様ですが、決算書と決算参考資料ナンバー7と、それと今回はもう一つ、決算審議資料というのも見ていただくこととなりますのでご用意をお願いいたします。

事業の概要につきましては、甲府市の平瀬浄水場北部に位置する吉沢寺平地区の水質保全を目的といたしまして、平成6年度に農業集落排水処理施設を建設いたしました。現在は施設の維持管理を主に行っております。

施設の概要であります。施設名を寺平地区浄化センターといたしまして、平成7年7月に供用開始し、処理区域面積は3ヘクタールであります。使用戸数は37戸、使用人数が104人、排水基準のBODは1リットル当たり10ミリグラム以下となっております。

それでは、決算の説明のほうに入らせていただきます。

決算書277ページをお願いいたします。

予算現額1,214万9,000円に対しまして、歳入額1,121万164円、歳出額1,103万4,446円、歳入歳出差引額17万5,718円であります。

最初に、歳入でございます。

決算書282、283ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目農業集落排水施設維持管理負担金、第1節農業集落排水施設維持管理負担金、収入済額113万4,000円でありまして、寺平地区浄化センターの保守点検委託料の2分の1を甲府市が負担しているものであります。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料、第1節農業集落排水下水道使用料、収入済額123万1,446円あります。内容につきましては、世帯割が1世

帯当たり税込みで2,160円、世帯員割が1人当たり税込みで237.6円であります。4人世帯でありますと、ちなみに1カ月3,110円となります。

収入未済額の23万3,670円は、1人の方でございますが、分納誓約書が提出されておりましたので、少しずつ納めていただいている状況であります。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節一般会計繰入金、収入済額864万3,000円で、事務費繰入金と公債費繰入金であります。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金、収入済額20万1,718円であります。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、第1節雑入につきましては、収入はございません。

以上、歳入合計の収入済額は1,121万164円であります。

続きまして、歳出でございます。

決算書は284、285ページになりますが、決算参考資料ナンバー7の12ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、001農業集落排水施設維持管理事業、支出済額339万502円、財源内訳のその他の100万円は一般会計繰入金であります。内容につきましては、浄化センターの光熱水費、保守点検委託料などです。保守点検につきましては、ケイツーメンテナンスが行っております。点検内容といたしましては、スクリーン、ブロワーポンプ、処理水槽の点検を月4回、放流水のBOD、SS、大腸菌の水質検査を年4回実施しております。

次に、第2款公債費、第1項公債費、第1目元金、001元金、支出済額521万3,937円、財源内訳のその他521万3,000円は一般会計繰入金でありまして、準公営企業債10件分の元金であります。

次のページをお願いします。

第2款公債費、第1項公債費、第2目利子、001利子、支出済額243万7円、財源内訳のその他243万円は一般会計繰入金であります。準公営企業債10件分の利子であります。

次に、第3款予備費、第1項予備費、第1目予備費、001予備費につきましては、予備費からの充当はありませんでした。

最後になりますが、決算審議資料の17ページをお願いいたします。

下の地方債現在高の表ですが、26年度中に521万4,000円を償還いたしまして、26

年度末の地方債現在高は5,541万4,000円となっております。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、地方債の償還残高の説明がありましたが、5,500万、これはいつまでの償還に予定ではなりますか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 平成37年度までとなっております。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第9号 平成26年度甲斐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第10号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は、歳入一括、歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

まず、歳入について一括で説明を受けます。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

下水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

決算書と、先ほどと同様になります。決算参考資料ナンバー7と決算審議資料でお願いいたします。

事業の概要につきましては、昭和61年に事業認可を受けまして、平成5年に一部供用開始をいたしました。

平成26年度末の整備状況であります。処理区域面積、整備区域面積が1,187ヘクタールでありまして、そのうち平成26年度に整備した面積が31.52ヘクタールでございます。全体計画1,776ヘクタールに対しての整備率は約67%という状況でございます。

それでは、決算の説明をいたします。

決算書287ページをお願いいたします。

予算現額22億4,984万6,000円に對しまして、歳入額21億8,076万6,007円、歳出額21億7,675万5,462円、歳入歳出差引額401万545円ありますが、うち翌年度に繰り越すべき財源が30万円ありますので、残高371万545円を翌年度へ繰り越すものであります。

最初に、歳入でございます。

決算書の292、293ページをお願いいたします。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目下水道負担金、第1節受益者負担金ですが、収入済額4,206万7,600円、収入未済額77万7,400円であります。備考欄の還付未済金につきましては、重複納入が出納整理期間間際であったため、還付が年度内にできなかったものであります。この受益者負担金ですが、供用開始された土地に対して1平方メートル当たり310円を4期5年の20回でお願いするものであります。26年度の収納率につきましては、98.19%となっております。

次に、第2節の過年度分ですが、収入済額377万5,500円、不納欠損額154万140円、収入未済額2,955万9,231円あります。不納欠損でございますが、競売、職権消除、所在不明、

相続人不存在等でありまして、39人の方を対象といたしました。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用料、第1節下水道使用料、収入済額4億5,630万1,972円、収入未済額723万8,179円であります。収納率につきましては、98.44%であります。

次に、第2節の過年度分ですが、収入済額は922万5,077円、不納欠損額123万3,560円、収入未済額698万5,491円であります。不納欠損ですが、転居先不明、住基データがない、死亡、職権消除などでありまして、169人の方を対象といたしました。

次に、第2項手数料、第1目手数料、第1節手数料、収入済額113万4,000円、排水設備の確認検査手数料2,000円の497件分99万4,000円と、排水設備指定店登録の手数料1万円の14件分14万円であります。

次に、第2節の督促手数料、収入済額8万4,400円でありまして、100円の844件分であります。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業費交付金、第1節公共下水道費交付金、収入済額1億6,500万円、公共下水道費交付金は補助基準額3億1,000万円の50%であります。社会資本整備総合交付金はマンホール周りの耐震化工事に対するものでありますが、補助基準額2,000万円の50%であります。

次に、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、次のページをお願いいたします。第1節一般会計繰入金、収入済額10億8,598万9,000円、職員給与費、事務費、流域下水道建設改良費、公債費の繰入金であります。

次に、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節繰越金、収入済額1,643万8,458円あります。

次に、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第1節延滞金につきましては、収入はございませんでした。

次に、第2目過料、第1節過料、収入済額15万円で、指定工事店における完成届遅延などの8件の過料でございます。

次に、第2項雑入、第1目雑入、第2節管渠移設補償料及び第3節雑入につきましては、収入はございませんでした。

次に、第7款市債、第1項市債、第1目下水道事業債、第1節流域下水道事業債、収入済額2,610万円あります。

次に、第2節公共下水道事業債、収入済額3億7,450万円あります。

以上、歳入合計の収入済額は21億8,076万6,007円であります。

最後に、決算審議資料の18ページをお願いいたします。

下の地方債現在高の表であります。26年度中に4億60万円の借り入れを行いまして、8億600万円償還いたしましたので、26年度末の地方債現在高は154億5,681万3,000円です。0.6%から4.95%のものが305件という状況になっております。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して審議を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） それでは、293ページの受益者負担金で154万円ほどの欠損処分をしておりますけれども、先ほどの説明ですと、39人分で所在がわからないとかそんなような理由だということですが、これはたしか受益者負担金ですから土地の所有者ですよね。その方に賦課してあったけれども、例えば売却したとかというようなことでどこかへ行っちゃったとかということだと、新しく買った方というのはその土地の受益者負担金というのは継承されるのでしょうか。それはどういう処理になるわけですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 受益者負担金につきましては、受益者がかわった場合には受益者変更届というのが必要になります。それが提出されれば受益者はかわったということになりますが、提出されない限りは受益者はそのままというふうになっています。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） いや、だから受益者が土地を売却して本人は他町村とか行っちゃった場合、その受益者負担金はどちらが払うのかと。新しくその土地を買った方が払うのか、それとも、売って他の市町村へ転出して、例えば所在不明になっちゃったという場合もあると思いますが、それは新しく買った方が継承されて払わなきゃ使えないというようなことじゃないわけですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。継承されるものではない。売買契約上で継承されるということにうたわれているような場合とか、受益者負

担金の変更届を出された場合とかによるものと考えております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 不納欠損された中には、そういうことで受益者負担金の部分が明確になっていなくて、土地を売ってそのまま所在不明というふうになると、結果的に回収不能というんですか、そういうことで不納欠損したという部分も入っていると、こういうことでよろしいですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） あとの下水道の使用料もやっぱり同じような形になると思うんですが、結局これは新しく買った方が、前の方の下水道の使用料を払うということはないと思いますが、売ってしまってどこかへ行ってわからなくなったというような場合も、結局不納欠損にせざるを得ないという形で、一部はこうやってされたという理解でよろしいですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 下水道使用料のほうにつきましては受益者負担金とはやっぱりちょっと違いまして、使用料金のほうにつきましては、ほとんどが貸し家、アパートという方が多いというか、ほとんどということで、その方につきましては住民基本台帳上のデータを持ってきていただければ、そこで追っていくとかもできるんですけども、それ、アパート住まいの方で住基を持ってこない方もいらっしゃる。まして、外国人で出国しちゃったりとか、お亡くなりになったりとか、そういう形態の方が多いため、一戸建てを持っている方というのは、ほぼないと考えております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） わかりました。そういう事情であれば、徴収もできないということもやむを得ないんじゃないかと思えます。

295ページの過料で、先ほど工事指定店の届けの未了とかという方が8件ぐらいあって、15万ほど納入しているようですが、これはそういう工事指定店ってちゃんと許可をもらって、下水道の工事ができるというそういう店がありながら、8件もこういう届けもしないということは本当にまずいと思うんですけども、過料を科すだけでなく、何回もこういうことをやるような店については、例えば指定店の許可を取り消すとか、そういうような処分

ができるんですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 委員さんのおっしゃるとおりでありまして、今まで、去年もゼロ円という歳入でありますけれども、26年度においておおむねの内規を決めました。こういうのをやったときは何点、こういうのをやったときは何点、大きいことをやると指定店を取り消しますよというのを点数制にしまして、その基準に基づいてやっているということで、厳格化したという経緯がありますので、ちょっと厳しくやっっていこうかなということで、去年ゼロ円だったものが15万円にふえたという状況で、厳しくするに当たって指定店のほうも身にしみるといふか、真面目にやっていただけるのではないかと考えております。以上であります。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 今聞いたのはそれもですけども、指定店の許可基準の中に何回も繰り返すとかその点数が多くなれば指定店を取り消す、あるいは次のときにそれは認めないとか再指定しない、そういう規約上あるのかどうかということ。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 指定店の取り消しの関係でありますけれども、下水道条例の中で取り決めされていまして、指定店自体は下水道の責任技術者登録を受けた者が1人いるということが条件になっていますので、その方が欠けた場合とか、そういう……。

○委員長（清水正二君） 芳賀係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） ただいまの指定の取り消しの件なんですけれども、同じく下水道条例の中に指定店の責務及び遵守事項というのがありまして、当然そこで守らなきゃいけないものを守っていないということで指定の取り消しに当たると。それを先ほど課長が言ったように内規でちょっと決めまして、厳しく当たっていこうかなという考えであります。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、厳しくというようなことが、去年からですか、なったようですが、今まで、じゃ、取り消したという例はないということによろしいですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） はい、ございません。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） これからそういう、やはり許可をもらってそれで仕事をしているわけ

ですから、内規的なことも含めて指定店にはよく指導して、必ずそういうものは届けをしたりしないと、下水道はメーターがありませんから、宅内排水をつないでもそのままにしておけばずっと何か月も無料で使っちゃうということがあるわけですから、きちんと完了届とか出させないとそういうことが起きますので、何年もあったなんてこともありますから、過去にですね。やっぱりきちんとした指導をしていただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

五味副委員長。

○委員（五味武彦君） 関連なんですけれども、今の指定店の登録です。手数料が1万円で14件分ということなんですけど、今現在、契約というか、登録店というのは何件ぐらいあるんですか。約でもいいですよ。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 27年3月末現在で262社になっております。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） こういうのは更新の時期というのは、登録しちゃえばずっとなのか、何年かごとに再登録をするのか、更新ですね。こういったものの規約なんかあるんですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 5年ごとになっております。

○委員長（清水正二君） 五味副委員長。

○委員（五味武彦君） ということは、更新のときにまた新たに1万円いただけるということですか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） そのとおりでございます。

○委員（五味武彦君） はい、ありがとうございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 収入未済額ですが、徴収率はいいようなんです、収入未済に対する、悪質なものに対しては何か対応はするのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 受益者負担金の未納につきましては、催告書の発送、職員による年3回の臨戸による滞納整理、分納誓約書の提出を求める、時効の中断をするための差し押さえの実施、あと、収納課のほうで甲斐市収納アドバイザーというのを雇っておりますので、そういう方の指導を受けて調査研究、検討などを行っているところでありますけれども、基本的には臨戸によってお願いをするという行為を繰り返しているんですけれども、今言う悪質ということになると、差し押さえということも考えなきゃならないかと考えております。以上であります。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

これで歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳出について一括で説明を受けます。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 引き続きまして、歳出のほうをよろしく願いいたします。

決算書は296ページからになりますが、決算参考資料ナンバー7の14ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、001下水道関係職員費、支出済額6,281万971円、財源内訳のその他6,281万円は一般会計繰入金でありまして、内容につきましては、下水道課職員8名分の人件費であります。

002下水道関係嘱託臨時職員費、支出済額180万9,595円、財源は全額一般財源であります。内容につきましては、嘱託徴収員の報酬などであります。23年度からお願いしてございまして、26年度は202万616円の徴収実績でありました。

003下水道総務事務費、支出済額5,083万7,576円、財源内訳のその他2,281万8,000円は一般会計繰入金であります。内容の主なものにつきまして、5段目の平成26年度末で計画期間が終了するための変更協議図書作成業務委託、その下の平成26年度新規事業といたしま

して、甲斐市管工事協同組合に委託しました接続率向上対策業務委託、管工事組合で1000件ほど訪問していただきましてアンケート調査を行い、接続率の向上を図ったところであります。その3つ下の上下水道部長給与分負担金は、平成26年度から上下水道部長の給与を上水道課と半分ずつ負担しているものであります。最後の行になりますが、消費税及び地方消費税納付金につきましては、前年度分の精算金及び予定納税分であります。

004受益者負担金徴収費、支出済額461万1,268円、財源は全額一般財源でありまして、内容で主なものは一括納付報奨金であります。受益者負担金につきましては、年4回、5年の20回分割であります。5年分を一括納付すると19.2%の報奨金を交付しております。

次のページをお願いいたします。

005下水道使用料徴収費、支出済額4,748万6,451円、財源は全額一般財源でありまして、内容で主なものは徴収委託経費であります。竜王・双葉地区は上水道課へ、敷島地区は甲府市上下水道局へ委託しております。5行目の料金システムカスタマイズ費負担金につきましては、消費税増税に伴いまして下水道料金を10円未満切り捨てから1円未満切り捨てに改定したことによる甲府市のシステム改修の負担金であります。

第2款事業費、第1項流域下水道費、第1目流域下水道費、001流域下水道建設費、支出済額3,184万1,888円、財源内訳の市債2,610万円は流域下水道事業債、その他の467万4,000円は一般会計繰入金であります。釜無川流域関連の4市3町による負担でありまして、算定は山梨県になります。計画汚水量と計画処理人口によりまして、甲斐市の負担率は27.8975%であります。

002流域下水道維持管理費、支出済額3億222万6,048円、こちらのほうも山梨県の算定になりますが、計画汚水量に単価62円を掛けまして、さらに消費税を掛けた額から前年度の剰余金を控除して算定されます。

次のページをお願いいたします。

第2款事業費、第2項公共下水道費、第1目公共下水道費、001公共下水道建設費、支出済額5億94万4,635円、財源内訳の国県支出金1億6,500万円は公共下水道費交付金と社会資本整備交付金、市債の2億9,050万円は公共下水道事業債であります。繰越額でありますけれども、平成25年度の国の経済対策により補正予算で増額させていただきまして、26年度に実施したものでございます。内容の主なものにつきましては、管渠布設工事を15工区、総延長4,180.7メートルを実施しました。マンホール接続部の可とう化を行う耐震化工事が2工区で62カ所の工事を行いました。そのほか上水道の移設補償料ですが、下水道管は既

存の上水道管より深く布設する必要があるため、工事に支障が出ます。そのため、竜王・双葉地区は甲斐市水道事業管理士に、敷島地区は甲府市水道事業管理者に補償料を支払いいただきまして、移設工事をしてもらいます。その補償料11カ所分であります。

002公共下水道維持管理費、支出済額2,488万3,875円、財源内訳その他の69万2,000円は一般会計繰入金であります。内容といたしましては、市内22カ所のマンホールポンプの電気料や維持管理の委託料、下水道台帳管理システム保守委託料、経年劣化の管渠や前年度施工分の管渠にテレビカメラを入れまして調査を行う委託料などであります。

次のページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金、001元金、支出済額8億599万9,946円、財源内訳の市債8,400万円は公共下水道事業債、その他7億507万9,000円は一般会計繰入金であります。内容につきましては、下水道事業債の償還元金であります。

第3款公債費、第1項公債費、第2目利子、001利子、支出済額3億4,330万3,209円、財源内訳のその他2億8,991万6,000円は一般会計繰入金であります。下水道事業債の償還利子と一時借入金の利子であります。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費、001予備費につきましては、予備費からの充当はありませんでした。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 委員が少ないもので、同じ人ばかりで申しわけないですが。

じゃ、支出の14ページの003の総務事務費の中の接続率向上対策業務委託料が194万4,000円支出してありますが、100件ほどの工事での指定店が未接続のところを回って、指導というかお願いをというかされているようですが、どんなあれでしょうか、結果というか、1,000件回ったうちの接続が何件もらったのか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 1,000件ほど訪問していただきまして、接続意思のある方は100件ほどでございます。26年度中に接続したのは9件ほど、27年度は、敷島地区は島上条、

竜王は西八幡、双葉は竜地というところを重点地区として訪問していただいたんですけども、その合計が26件ほどになっております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 200万円近く委託した割には、今の報告を聞きますと成果のほうは乏しいと言わざるを得ないという、思っていますが、なかなか接続をしなきゃならないことに法律ではなっていますけれども、罰則がないというようなことで、非常にはかばかしくないわけですが、26年度末で接続率というんですか、水洗化率というか、どのくらい行ったでしょうか。

○委員長（清水正二君） 芳賀建設管理係長。

○建設管理係長（芳賀康貴君） 26年3月31日現在で76.6%となっております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 8割弱まで行っていないということで、せっかく巨費を投じて下水道管を布設しても、それを利用しないと。そういういろいろな理由があると思いますけれども、やはり使ってもらわなきゃ何もならないわけですし、下水道使用料も入らないわけですから、何とか努力して少しでもこの接続率が上がるように、余り業者任せということではなくて職員のほうも汗をかいていただいて、少しでも上がるようお願いいたします。

次に、去年の工事が4,180.7メートルですか、ちょっと聞き漏らしましたが、これ、面積とすればどのくらいでしょうか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 歳入の冒頭のほうで説明させてもらったんですけども、31.52ヘクタールとなっております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 昔から比べれば随分この整備率も減ってきているんですよね。3町合併前で、竜王だけでも35ヘクタールぐらい整備していたこともございます。3町で合併してもまだ31というようなことでして、なかなか面積が広がっていかないと。今67%ですか、ということでやはりもっと早く、実際にはあってもつながらないという人もいますけれども、早く下水道を引いてほしいというところもたくさんあるんですよ。特に排水がうまくないとか、周りが臭くて困るとかというようなことで待望しているというんですか、何とか早くうちのところに引いてほしいという方もたくさんいますので、この辺はどうですか、もっと努力して面積をもう少しふやすというようなお考えはいかがでしょうか。どんな考えでおりま

すか。

○委員長（清水正二君） 山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） 委員さんのおっしゃるとおりで、合併時については50とか60ヘクタール近くやっていたときもあって、合併以前だと3町合わせて80ヘクタールやった当時もあったんですけども、近年において事業費の抑制ということの中で、やっぱり事業を膨らませるとその分借金をしなければならないということ、中長期的に経営もそちらのほうも厳しくなるということの中で、その分ふやせば一般会計にご面倒をかけなきゃいけないというようなことで、事業費を抑制している状況でありますので、20ヘクタール前後の整備の毎年という状況が今後も続くんではないかと考えております。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 工事すればするほどお金はかかるわけですけども、国のほうの補助金等を当然もらわなきゃできないことですから、景気浮揚対策とかでもって、国で下水なんか特にそういうときに多く来ることがありますので、そういうときは利用して、やっぱり合併して3分の1になっちゃったなんてことじゃうまくありませんので、できるだけ多く整備して喜ばれるようにしていただきたいと思います。これ、要望でいいです。

○委員長（清水正二君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管以外の委員の質疑を終了いたします。

これで歳出の質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第10号 平成26年度甲斐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

再開35分に行います。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時35分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

先にお断りをいたします。本日の審議は5時過ぎる場合もございますので、あらかじめご承知おきください。

次に、認定第7号 平成26年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

なお、説明及び質疑は歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

それでは、歳入歳出一括で説明をお願いいたします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） どうもご苦労さまです。

先にちょっとご報告がございます。上水道課には施設管理係がございまして、その水川係長でございますが、6月末よりちょっと長期の傷病休暇をとっておりまして、本日も欠席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、簡易水道特別会計の歳入歳出のご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、簡易水道の簡単な説明でございますが、本市の北部地域、3地区の水道事業を行っているものでございます。睦沢地区におきましては昭和33年に認可をいただき、清

川地区については平成4年、この2地区については平成13年4月に統合の事業認可をいただきまして、現在は1つの事業という形で行っております。また、吉沢地区については昭和52年8月に認可をいただいて現在に至っております。

平成26年度末の状況でございますが、給水人口1,096人、こちらは前年から比べますと100人程度減っております。総配水量22万8,266立米でございます。こちらは前年から比べますと約2万トンふえております。それに伴いまして、使用料についても若干ですが増額となっております。

管渠の総延長につきましては、新しく管渠を布設しておりませんので前年と同じ約31キロでございます。

それでは、決算書251ページをお願いいたします。

総括表でございます。

予算現額9,586万円、収入額9,448万1,784円、それに対しまして支出額9,362万7,257円、残額でございますが85万4,527円となります。

それでは、歳入でございます。

決算書256ページ、257ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道負担金、1節加入金でございますが、こちらは新規の加入がございませんのでゼロでございます。

2節工事負担金、収入済額1,163万7,300円、こちらについては、建設課で行っています道路改良に伴う布設替え及び県で行っております茅ヶ岳東部広域農道に伴います配水管の布設替えの負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目簡易水道使用料、1節簡易水道使用料でございますが、収入済額1,814万7,592円、こちらについては使用料でございます。収入未済額25万2,410円でございますが、こちらの内訳につきましては、睦沢地区で1件、吉沢地区で2件の収入未済がございます。そのうち吉沢の1人は既に完済になっており、ほかの2件については分納で今対応しておるところでございます。収納率は98.6%でございます。

2項手数料、1目簡易水道手数料、1節簡易水道手数料、収入済額4万1,100円でございますが、内訳としましては、工事完成検査手数料1万円が3件、あと料金の督促手数料が114件でございます。

続きまして、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金の収入済額6,214万2,126円でございますが、こちらは職員給与等々の繰入金でございま

す。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金、収入済額251万2,366円でございます。内訳としましては、前年度からの繰越金が25万2,366円、それと25から26の明許繰越費がございます。そちらが226万円となっております。

7 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、ページをめくっていただきまして、1 節預金利子でございます。収入済額1,000円、こちらについては預金利子でございます。

2 項雑入、1 目雑入、1 節雑入についてはございませんでした。

歳入の合計で、収入済額の合計でございます。9,448万1,784円となっております。

続きまして、歳出のほうをお願いします。

歳出については、決算書の260になります。決算参考資料でご説明したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。ナンバー7というものでございます。よろしいでしょうか。

1 ページお願いいたします。中段から下が簡易水道特別会計の歳出になります。

1 款事業費、1 項事業費、1 目一般管理費でございます。ナンバー001一般管理関係職員費、支出済額673万9,942円、財源内訳はその他、これは一般会計からの繰入金全額です。内容としましては、職員の1名分の人件費となっております。

ナンバー002一般管理費、支出済額3,951万7,131円、財源内訳といたしましては、その他につきましては一般会計からの繰入金、分担金の中の工事負担金、使用料手数料のうちの手数料、あとは繰越金となっております。また、残りは一般財源となっております。この一般財源につきましては使用料と諸収入でございます。内容としましては、施設の電気料、漏水等施設の修繕料、電話回線使用料等でございます。

あと、委託の関係になりますが、耐震診断調査委託、こちらについては吉沢の配水池2カ所の診断をしていただいております。結果は良好という形になっております。あと、水質検査、施設保守点検、警備等の委託料でございます。

工事関係でございます。配水管布設替え工事、これ3路線で、先ほど言いました建設課の予定に伴います下芦沢線、これ、繰り越しと現年分が2つあります。あとは茅ヶ岳東部広域農道に係る配水管の布設替えでございます。あと、遠方監視システムの更新工事、こちらについては清川の第2減圧井というものがございますが、そちらの監視システムの更新でございます。あと、送水ポンプの更新工事でございますが、こちらは漆戸の第2ポンプの更新でございます。

あと、その他ですが、量水器の購入、こちらについては検満に伴います量水器2台買って

おります。あと、簡易水道協会負担金、事務費負担金、消費税となっております、消費税については49万1,000円を納めたところでございます。

次のページをめくっていただきまして、2ページでございます。

1款公債費、1項公債費、1目元金、ナンバー001元金、支出済額3,278万196円、財源内訳でございますが、その他として一般会計の繰入金でございます。内容については簡易水道5件分の元金でございます、借入先は財務省から借りております。平成26年度末元金の残額でございますが、4億1,194万6,818円となっております、償還が満了するのは平成34年から38年となっております。

続きまして、2款公債費、1項公債費、2目利子でございます。001利子、支出済額1,458万9,988円、財源内訳、こちらもその他で一般会計からの繰入金となっております。元金と同じように、5件の償還に伴います利子となっております。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、001予備費でございますが、こちらについては支出はございませんでした。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 歳入の257ページの簡易水道の使用料ですが、25万円ほど年度内に3件ほど入らなかったということで先ほど説明がありまして、これも分納とか今年度中に納めたということのようですが、これは現年度だと思えますけれども、過年度というのは滞納とかそういうものはないということでよろしいですか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 25年からの過年度分ですね。それは全て完納になっておりまして、こちらに載っているのは26年度中に発生したものでございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 歳出のほうで、1ページですが、水質検査もされているようですが、年何回ぐらいやって、問題があったのかどうか、飲料水として不適というようなことがあ

たかどうかお聞きします。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 項目によって、年1回、半年、月1回、毎日とありますが、やっておりますが、不適が出た記録はございません。全て適という形で報告を受けております。以上です。

○委員（米山 昇君） はい、いいです。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第7号 平成26年度甲斐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、認定第12号 平成26年度甲斐市水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

なお、水道事業報告書及び水道事業決算書についての説明及び質疑は、一括で行いたいと思います。

それでは、審査に入ります。

それでは、水道事業報告書及び水道事業決算書について、一括で説明をお願いいたします。

飯沼上下水道部長。

○上下水道部長（飯沼 覚君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明になりますが、水道事業会計決算書、これの13ページになります。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、13ページから始まります平成26年度甲斐市水道事業報告書の1の概況のうち、（1）総括事項につきまして、私のほうから報告、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、事業の状況についてでございますが、本市の水道事業につきましては、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全安心で、また、災害時にも安定した給水を行うため、甲斐市水道ビジョンに基づきまして、計画的に事業展開を図っているところでございます。

平成26年度につきましては、東海地震等への備えといたしまして、災害に強い水道の構築を目指しまして、前年に引き続き、基幹管路の耐震化工事及び配水池の補修工事等を進めてまいりました。

建設改良事業のうち配水管整備事業でございますが、地震対策のメインでございます基幹管路の耐震化工事を万才、三島、西八幡、篠原、片瀬、冷間の各配水区のうち8カ所、4,237メートルの耐震化を図ったところでございます。

また、老朽管の布設替えとしましては、下水道管渠整備との同時施工を中心といたしまして、1,948.3メートルの布設替えを行ったところでございます。

なお、石綿管未改修の57.9メートルにつきましては、本年度、27年度中の布設替えを予定しておりまして、これで全て解消するという予定でございます。また、新たに配水管483.2メートルの布設を行いました。

施設整備事業でございますが、大原配水池の補修工事、新田水源の発電機設置工事、西八幡配水池の配水ポンプ、新田水源の取水ポンプの更新工事等を実施したところでございます。

また、合併以来、竜王、双葉それぞれで管理をしておりました遠方監視装置、テレメーターでございますが、この統合も実施したところでございます。

なお、水道ビジョンに基づきまして、水道料金の収納等業務及び水道施設の運転管理等の業務委託を引き続き行うとともに、事務事業の見直しを図り、経費の一層の削減によりまして、健全で効率的な経営に取り組んでいたところでございますが、平成26年9月末に、本

市における給水収益の約18%を占めておりました企業が撤退してしまったということがございまして、水道事業経営に大きな影響を及ぼしてございます。さらには、市民の方々の節水意識の定着、節水機器の普及等が影響しまして、有収水量につきましては引き続き減少傾向にあるという状況でございます。

続きまして、給水状況でございますが、総配水量につきましては、前年度より35万6,000立方ほど少ない722万2,493立方で、有収水量も前年度より33万8,000立方ほど少ない636万6,203立方となっております。

給水人口につきましては、前年度より60人減の5万4,717人でございまして、給水栓数につきましては、179栓増の2万3,429栓となっている状況でございます。

14ページをお願いいたします。

次に、経営状況についてでございます。

アの収益的収入及び支出（金額は消費税抜き）につきましては、前述の企業の撤退によりまして経常利益は減少しておりますので、さらに効率的な経営に取り組む必要がございます。

なお、地方公営企業法の改正に伴いまして、平成26年度より新会計基準を適用することになっております。これの主な改正内容でございますが、何点かございますが、本市に係る部分につきまして説明申し上げます。

まず1番目に「借入資本金制度の廃止」、従来、借入資本金として資産の部に計上されておりました企業債が、負債の部に計上されるということになりました。後ほど貸借対照表のほうで出てくると思いますが、そちらのほうでご確認願いたいと思います。

2番目としまして「補助金により取得した固定資産償却制度の改正」、これは、任意適用が認められておりました、みなし償却制度が廃止されました。みなし償却制度とは、固定資産の取得または改良に伴い交付されました補助金等をもって取得した固定資産につきまして、取得に要した価格からその取得のために充当しました補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなしまして、各事業年度の減価償却費を算定することができるという制度でありました。

3番目としましては「引当金の計上の義務化」、この引当金のところは、将来の特定の費用またはその発生が、当該事業年度以前の事象に起因しまして発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、その金額を費用として計上するものでございます。主に、賞与引当金、退職給付金等でございます。

4番目としまして「キャッシュフロー計算書の導入」、発生主義を採用しております地方公営企業会計につきましては、これまで資金の流れの把握は、予算の段階で資金計上として

求められ、決算では要求されていませんでしたが、内容をより詳細に把握できるよう、また、決算においてどのような現金の動きがあったかに関します情報を得るために、これの作成が義務づけられたというものでございます。

5番目としまして「組入資本金制度の廃止」、これは、積立金を使用した場合などに使用した額を資本金に組み入れる組入資本金制度が廃止されたものでございます。

6番目としましては「勘定科目の見直し」、1から5番の改正によりまして勘定科目が見直され、会計規定等の改正が必要となったものでございます。

以上のような改正によりまして、収入では長期前受金戻入、支出では減価償却費及び特別損失に影響があらわれまして、当年度は純損失となっておりますが、これは新会計制度への移行によるものでございまして、次年度以降の経営状況に大きく影響を及ぼすものではございません。この点、大事なところでありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

収益的収入につきましては、給水収益7億1,275万2,952円を初め、その他営業収益、受取利息及び長期前受金戻入などで、総額につきましては、前年度より8,526万2,615円増額の8億6,605万2,055円となっております。

主な要因といたしましては、新会計制度への移行によりまして、任意適用が認められていましたみなし償却が廃止になりまして、償却資産の取得又は改良のための補助金等が、長期前受金としまして減価償却見合い分を順次収益化することとなったため、資金の裏づけがない現金収入を伴わない長期前受金戻入による利益が増加したものでございます。

○上下水道部長（飯沼 覚君） すみません。今放送が入っちゃいましたので中断しましたが、一方、収益的支出につきましては、営業費用7億6,141万9,837円のほか、営業外費用、特別損失で、総額につきましては、前年度より4億3,097万285円増額の10億2,603万6,935円となっております。

主な原因としましては、みなし償却の廃止によりまして、みなし償却を行っていた資産に対します減価償却費が増加しております。また、改正に伴いまして資本剰余金の整理を行ったこと、さらに引当金計上が義務化されたことによりまして特別損失が増加したことによるものであります。したがって、収益的収支につきましては1億5,998万4,880円の当年度純損失となっております。また、経常利益につきましては8,294万9,325円となっております。

次に、イの資本的収入及び支出、金額は消費税込みでございます。資本的収入につきまし

では、工事負担金7,960万3,935円のほか、他会計補助金、加入金で、総額につきましては、前年度より2,757万6,681円増額の1億1,528万4,975円となっております。

主な原因といたしましては、平成26年2月の大雪の影響によりまして、工事におくれが生じ繰り越しとなりまして、それに係る工事負担金も繰り越しとなり、平成26年度に加算されたことによります増額でございます。

これに対しまして、資本的支出につきましては、配水管布設工事等の建設工事2,085万6,560円のほか、配水管布設替え工事等の建設改良、量水器費、固定資産購入費、企業債償還金で、総額につきましては、前年度より3億6,573万1,597円増額の8億4,639万4,466円となっております。

主な原因といたしましては、同じく大雪の影響で工事が繰り越しになったことによります増額でございます。

なお、収入に対しまして不足いたします7億3,110万9,491円につきましては、損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額によりまして、不足額を補填したところでございます。

ページをめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

ウの消費税につきましては、料金収入等の仮受消費税等が5,672万5,770円に対しまして、建設工事等の仮払消費税等が7,659万6,796円、これを引きまして、これに消費税調整分235万3,999円を加えますとマイナスの1,751万7,027円となりまして、マイナスでありますので、納付でもなく還付となっております。

以上、総括事項につきましてはの説明のほうは終わります。具体的な内容につきましては、この後、課長のほうから詳細説明をいたしますのでよろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上であります。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） では、引き続きよろしく願いいたします。

16ページになります。

（2）議会議決及び認定事項でございますが、認定1件、こちらについては平成25年の決算の認定でございます。

議案第79号、こちらについては平成26年の補正予算、内容につきましては、人件費の補正及び先ほど部長が言っています新会計制度への移行に伴います特別損失の計上ということで補正予算をお願いしておるところでございます。

議案第41号、こちらにつきましては、本年度、平成27年度の当初予算の審査でございます。

(3) 行政官庁認定事項については、該当がございません。

(4) 職員に関する事項でございますが、平成25年度から26年度については増減がございません。総勢12名で行っております。

2番の工事、(1) 建設改良工事の概要でございます。

一番上でございますが、配水管布設工事、こちらは新規に配水管を入れたというものになります。延長483.2メートル、H I V P、こちらは塩ビ管になります。483.2メートル及び消火栓2基を設置しております。場所については、双葉地区、甲府韮崎線の県道拡幅に伴います北側の歩道に、今まで1つ県道に入っていましたが両側の歩道に入れるということで、北側は新設扱いという形で布設工事として行っております。

2番目です。配水管布設替え工事です。こちらについては、布設替えになります。延長295メートル、管種につきましてはH I V P (塩ビ管) 181.1メートル。P Eとございます。こちらはポリエステル管となりまして113.9メートル、こちらの場所については、同様に甲府韮崎線の拡幅工事の現場でございます。歩道に入れる管については、塩ビ管で県の占有をとれるわけですが、横断する部分については、塩ビ管は不可という形になります。鋼管、鋳鉄管以上のものという形になりますが、将来を見越しまして、同等品でございますポリエステル管を使っております。

3番目でございます。基幹管路耐震化工事、こちらについては8工区を行っております。延長4,237メートル、D I P、こちらが鋳鉄管になります。こちらが耐震管になります。4,202.9メートルで、そちらの枝に接続する分がH I V P (塩ビ管) になります。34.1メートルを施工しております。

続きまして、下水道受託工事でございます。こちらは、下水道工事に伴う布設替え工事でございます。延長1,653.3メートル、管種はH I V P 1653.3メートルでございます。

その最後、下の段になります。配水池補修工事でございます。こちらについては、大原配水池、赤坂を上って赤坂病院の前のところにあります配水池でございます。こちらの屋根及び壁の補修を行っております。P Rのため、やはたいぬ及び竜王源水の言葉を塗装いたしました。

では、まくっていただきまして、17ページでございます。

(2) 量水器取り付けの概要でございます。こちらについては、検満といたしまして、量水

器については、計量法によって8年に1回検定を受けなさいという形になっております。ですが、1個1個検定をしてもらうわけにはいきませんので、検定を受けた新しいものと交換しております。その数でございます。13ミリから75ミリまで行いまして、合計3,840基を交換したものでございます。

(3) 漏水修理の概要でございますが、こちらについては、本管21、給水管102、制水弁7、合計130をやっております、前年から比べますと、約30ちょっとふえている状態です。要因としましては、現在料金の収納委託していますフジ地中という会社がございまして、その業務の中で漏水調査もやっていただけるという形の中で、ちょっとその漏水調査のほうを鋭意やっていただいた結果、普通の漏水ですと道路とか地表に出てきてわかるんですが、そこへ出てこない漏水が新たにかなりわかってきまして、その修理を行ったものでございます。それでは、18ページをお願いします。

3、業務でございます。(1) 業務量、こちらについてはちょっとかいつまんでいきたいと思っております。

期末給水人口でございますが、5万4,717人となって前年から約60人減っております。

配水量についてでございます。期間の配水量でございますが、722万2,493トン、こちらについても約35万6,000トンほど減っております。

有収水量636万6,203立米、こちらも配水量と同等に減っております。

有収率88.14、こちらについても、前年より若干下がっております。要因としましては、先ほど部長からありましたルネサステクノロジー撤退に伴いまして、あそこに多摩川の配水池から100%漏れなく使っていた分ですが、有収率100%の分の水量がかなり減りましたので、実際の漏水量は減ってはいるんですが、有収水量ががたっと落ちたということで有収率が落ちています。試算で、ルネサスが前年どおり営業した水量を使っていたとしますと88.50%ぐらいになって、若干ですが向上するはずでしたが、企業の撤退ということで一応要因だと思っております。

続きまして、(2) 事業収益に関する事項でございます。

こちら営業収益7億5,859万5,733円、こちらについては前年から1,500万ほど減っております。営業外収益1億656万8,402円、こちらについては前年から約1億円ほどふえております。要因としましては、先ほど言いました新会計制度の余剰金の繰上制度というものがあります。補助金とかその新しい制度のあおりというものがかかりきております。合計でございます。8億6,605万2,055円となっております、前年よりは増額となっております。

(3) 事業費に関する事業でございます。

営業費用 7 億 6,141 万 9,837 円、こちらについても約 1 億 9,000 万ほどふえております。こちらについても、要因としましては前年からの工事の繰越分、大雪によって繰り越しがありましたので、その分がこちらに来ておりますので配水給水費がふえたり、あと、先ほどからも言っております新会計制度のそのあおりというものがかなり要因となっております、減価償却費がかなりふえております。

営業外費用 2,079 万 4,973 円、こちらは企業債の償還の分でございます。

特別損失 2 億 4,382 万 2,125 円、こちらにも新会計制度のものでございます。

合計 10 億 2,603 万 6,935 円となりまして、(2) の事業収益から (3) の事業費を引きますとマイナスの 1 億 5,998 万 4,880 円なので、当該年度の純損失という形になります。

では、めくっていただきまして、19 ページでございます。

会計で (1) 重要契約の要旨でございます。1 件 300 万以上の契約についてでございます。見ていただいたとおり、上から 6 件が工事の設計等の委託でございます。あと、7 からが 32 件、こちらが工事の発注したものでございます。

では、20 ページをお願いいたします。

(2) 企業債の状況でございます。年度当初現在高、合計で 3 億 6,793 万 9,695 円ございました。当該年度、平成 26 年に 7,712 万 8,528 円を償還いたしまして、年度末現在高については 2 億 9,081 万 1,167 円となっております。内訳としましては、財務省の関係が 12 本、公営企業のほうが 5 本となっております合計 17 本で、前年から比べますと 2 件ほど償還が終わっていますので 17 件となっております。

その下の 5、附帯事項でございます。給水工事の概況でございます。新規とか工事、個人の宅内の工事というんですか、その状況でございます。新規に家を建てられたという件数が 260 件、増設、改造が 76 件、その他 25 件、合計 361 件が給水工事の申し出がございまして、これを前年から比べますと、ほぼ前年と同じ程度という形になっております。

続けてよろしいですか。

○委員長（清水正二君） はい、続けてください。

○上水道課長（小林信生君） それでは、決算のほうをお願いしたいと思います。

ページですが、11、12 ページをお願いしたいと思います。決算書の同じものの 11、12 ページで、注記というのがあると思いますが、そちらをちょっと先をお願いしたいと思います。

こちらは、例年なかったページでございます。部長が言ったとおり新会計制度の改正とい
いますか、に伴いまして、会計処理の基準をこういう注記で載せなさいということになって
おりました。

その中の主なものでございますが、2番の固定資産の減価償却のほう、有形固定資産とい
うものがございます。こちらについては、部長が言いましたみなし償却制度の廃止という形
の中で、今まで国の補助金でつくったものについては、国の補助金を除いた分だけしか償却
しない、国の補助金分のみは償却しないという形のものになっておりました。しかし、そ
れは実際にはそぐわないという形の中で、みなしの中でそちらのほうも償却するという形に
なっています。建物については38年から50年ごろという基準で償却していくということ
です。

(2)のリース資産、これも今回新しくできたもので、リースで使っているものについて
は、長期で借り受けているものについては、購入者と同じ考えを持ちなさいという形の中
が出ております。そちらの制度については、今回適用するんですが、中小規模事業者の特例
という形の中の制度を使って計算しております。(2)は、その内訳でございます。

3番の引当金の計上方法。

退職給付引当金、こちら今回退職金を支払うわけですが、こちらについては一般会計を
通じて支払いますよという形をとっているということです。

2の賞与引当金及び法定福利費引当金については、年度末に支給される見込額に基づき、
負担額を計上するというものでございます。

貸倒引当金、こちらは不納欠損等々において貸し倒れが見込まれる、回収不能だと見込ま
れる数字をあらかじめ計上するものでございます。

Ⅲのその他特記でございます。新会計基準に係る経過措置、こちらについては、経過措置
の期間と2番にあります、さっきのみなし償却制度の廃止に伴う経過措置というものが書い
てございます。

こちらを踏まえていただいて、1ページ、2ページへお願いいたします。

こちら、収益的収入及び支出でございますが、こちらについては、経常的な営業活動に伴
い年度内に発生することが見込まれる全ての収益と、それに対しての全ての費用に關してい
るものでございます。したがって、減価償却費のような現金の支出を伴わないものも費用に
含まれております。こちらについては、税込みで書かれております。

収入でございます。

第1款水道事業収益、決算額9億3,765万4,882円、内訳としまして、第1項営業収益、決算額8億1,264万9,213円でございます。こちら、増額になったものは、水道料金を改定させていただきましたのでその分の増額となっております。

2項営業外収益、決算額1億2,411万7,749円、こちらは竜王源水等の売り上げ、また、他会計からの下水とかそういう工事の補助金でございます。

第3項特別利益、決算額88万7,920円、こちらについては、25年度の終わりで下今井の取水ポンプ、吸い上げるほうのポンプが故障しました。それについて、修理を平成26年に行ったわけですが、こちらは、うちが加盟しています保険の対象となるということで、それにかかりました費用のうち、ほぼ全額でございますが、88万7,920円が保険料として特別に入ってきたものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額10億5,209万486円でございます。内訳としまして、第1項営業費用、決算額7億8,743万1,260円、こちらについては、人件費、運転経費等々でございます。

失礼しました。支出については、こちらの、すみません。参考資料のほうの3ページになります。こちらを見ていただければ、申しわけございません。よろしいでしょうか。

収益支出のほうです。1款水道事業費用、1項営業費用、ナンバー1、原水及び浄水費、支出済額1億7,254万7,692円、財源内訳としましては一般財源で水道使用料等々でございます。事業の概要については、施設の運転管理業務委託、配水池耐水診断委託、水道施設整備維持修繕費でございます。あと塩川ダム受水費とございます。こちらについては、双葉地区へ塩川ダムから水をいただいております。日量950立米を目標というのですか、責任水量といたしますか、いただいております。その水量の費用でございます。あと、事務費等々でございます。

2配水及び給水費、支出済額1億3,918万8,155円、財源内訳その他につきましては、簡易水道事業からの負担金、事務を上水のほうで一部代行しておりますので、それについての負担金、あとは一般会計等々の児童手当等が入っております。一般財源が1億3,843万3,155円、こちらも使用料等々でございます。内訳としましては、職員人件費6人分、こちらはうちの工務係、施設管理係、工事とかそちらのほうの関係する職員の給与でございます。

検定満了量水器取りかえ、休日・夜間待機業務委託、こちらについては、甲斐市の管工事組合というものがございます。当番を決めていただいて、休日・夜間、何かあった宅内での

工事でも漏水があったということであれば、そちらの方に連絡して行っていただくというものの委託料でございます。消火栓点検業務委託、こちらについては、消火栓については消防団に管理を委託しておりますのでその委託料でございます。

漏水等修繕関係、こちらは130カ所の配水管等を行いました。消火栓等修繕、こちらも消火栓1個を双葉の滝坂地区でございましたが行いました。

土木積算システムリース料、工事を発注するに、積算とするシステムを借りております。そちらの費用でございます。

あとは、路面復旧費、事務費等々でございます。

受託工事費については、ございませんでした。

では、めくっていただきまして、4ページでございます。

ナンバー4、業務及び総係費でございます。支出済額1億3,188万2,165円、財源としましては、その他でございますが、こちらもさっきも言いましたとおり、簡水からの委託料とあと下水道の料金の徴収をやっていますので、その委託料と補助金になります。あとは一般財源でございます。

事業の概要は、職員6名分、こちらについては、部長については下水にも半分いただいておりますが、その残りの半分を上水で賄っております。私及び総務係の4名分という形になっております。

収納業務委託、こちらについては、料金の収納については、フジ地中情報という会社に料金の収納を委託しておりますのでその委託料となります。

料金会計システムの経費でございますが、こちらは会計システム、このような企業会計でございますが、一般会計と別のシステムを導入しておりますので委託料がかかっております。

地方公営企業会計制度改正対応業務、こちらも前から言っております、新会計制度に伴ってそのシステムを直したりという形の中の経費がかかりましたので、そちらの経費でございます。

水道ビジョン策定業務委託、こちらは平成26年、本年度27年とビジョンをやっております。今現在、審議会を開いてやっております、本年度末にビジョンを策定して、今後10年間の運営を図っていくものでございます。

料金収納手数料、あとコンビニ収納経費、こちらについても料金の収納に係る経費でございます。

印刷製本費、通信運搬費、こちらについても、用紙の請求書等の印刷と、またその発送に

伴うものでございます。あと庁舎管理費、事務費でございます。

5 減価償却費、支出済額 2 億9,929万5,530円でございますが、こちらは全て一般財源でございます。内容は、有形固定資産減価償却費でございます。内訳にある等々、こちらも新会計制度に伴うものでございます。

7 その他の営業費用については、支出済額はございませんでした。

支出合計の支出済額 7 億8,743万1,260円となります。

続いて、今度 5 ページになります。

1 款水道事業費用、2 項営業外費用、ナンバー 1、支払利息でございます。支出済額 1,624万4,609円、財源は一般財源でございます。こちらは、水道事業でお借りしました公債費の償還でございます。財政融資資金が12件、公営企業金融公庫で 7 件を償還しております。

2 災害対策費、支出済額 202万1,113円、こちらは竜王源水を製造しまして、備蓄用という形の中で出庫しております。そちらの費用と、あと緊急断水をした場合のウォータータンク、ポリのタンクでございますが、そちらを出庫したものでございます。

3 雑支出、255万822円の支出済額でございます。こちらは消費税の調整額、あらかじめ納めておくものの費用でございます。

5 消費税、支出済額はございません。

ページをまためくっていただきまして、6 ページになります。すみません。ページが変わらないで一番下になります。申しわけございません。

1 款水道事業費用、3 項特別損失、ナンバー 4、過年度損益修正額となります。支出済額 653万5,727円、全て一般財源でございます。事業の内容としましては、不納欠損及び過年度還付金です。詳細については、右の欄のとおりでございます。あと、過年度損益修正損ということで、こちらは過年度の 6 月の賞与等の、夏のボーナスというのは前年の12月から当年 6 月になります。ただ、会計制度が変わったことによって、前年の12月から 3 月の分については損益の修正のほうへ新会計制度で載っけなさいという形になりましたので、こちらが出てくるものでございます。

5 番、その他特別損失、支出済額 2 億3,730万6,958円、こちらも全て一般財源でございます。こちらも新会計制度に伴う移行処理の資本剰余金の減ったものでございます。

続きまして、1 水道事業費、4 予備費でございます。1 予備費、こちらについては支出がございませんでした。

それでは、もう一回申しわけございません。こちらの水道事業の決算書のほうでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。

こちらの収益収入及び支出でございます。

こちらについては、先ほどの収益的支出と違いまして、営業活動以外における資本の増減にかかわるものでございまして、施設整備に係る工事費や加入金の収入に対しまして、工事費や企業債の償還元金などを支出する支出形式に係る収支を言っているものでございます。こちらについても消費税込みでございます。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、決算額でございます1億1,528万4,975円、内訳としまして、第1項の企業債ですが、企業債の発行はございませんでした。

第3項負担金、決算額7,960万3,935円、こちらについては、下水道工事等々における工事の負担金でございます。

第6項固定資産売却代金、こちらについては、現在使用しておりません竜王地区の第4水源というものがございしますが、そちらが不要になっておりますので売却を考えましたが、ちょっと売却まで至りませんので決算額はゼロ円でございます。

第7項補助金、決算額198万5,040円、こちらについては、塩崎駅周辺整備事業におきまして、塩崎のガードがありますが、そこに入っている関係の布設替えに伴います工事について国からの補助金があったものでございます。

第8項加入金、決算額3,369万6,000円でございます。この内訳としましては、13ミリから50ミリの口径の加入がございました。総件数338件でございます。

続きまして、またこちらの参考資料のほうに戻っていただきます。申しわけございません。7ページでございます。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、ナンバー1、建設工事費、支出済額2,085万6,560円、こちらの財源内訳でございますが、その他は消火栓設置に伴います負担金でございます。あとは一般財源でございます。事業の概要ですが、配水管布設工事2件です。こちらは先ほど言いました甲府韮崎線の北側の分と、あと消火栓を設置をしたもの、あとは甲府韮崎線に伴いまして竜地と大袋地区で行ったものでございます。

2改良工事費、支出済額5億9,020万2,720円、その他財源については、工事の負担金補助金でございます。内容としましては、基幹管路耐震化工事8件、配水管布設替え工事が3

件、下水道に関連いたします布設替え工事が7件で、配水池補修が先ほど言いました大原の配水池補修が1件ございます。

3 量水器費、支出済額61万9,860円、こちらについては一般財源でございます。こちらについては、先ほど説明した検満に伴って交換するもの以外、新規につけた量水器のものになります。こちら13ミリから40ミリになりまして、301個を新しく購入したものでございます。

4 固定資産購入費、支出済額1億5,758万6,798円でございます。全て一般財源でございます。こちらについては、ポンプ更新工事2カ所、緊急遮断弁設置工事、新田配水池発電機械設置工事、遠方監視装置統合工事等々でございます。

ページをめくっていただいて、あとそのほか西八幡の配水池事業用地ほか取得とありますが、こちらは釜無レクリエーションセンター、温泉がございまして、本市の。その横に建っている配水池がございまして。その用地が県の公園用地でありまして、その一部を借りていたという形でございます。県のほうから財産の処分をしたいということで、買っていただきたいという形の中で取得したものでございます。あと応急給水用トラック購入費でございますが、こちらは合併前から利用に使っていましたが、いよいよがたが来まして動かなくなりましたので、新しく買わせていただきました。

じゃ、まくっていただきまして……、まくらなくて8ページでございます。そのまま8ページでございます。申しわけございません。

1 款資本的支出、2 項企業債償還金、1 企業債償還金、支出済額でございます7,712万8,528円、財源については一般財源でございます。こちらについても、財政融資資金、こちらが12件、公営企業金融公庫が7件ございまして、全19件の償還のものでございます。

また申しわけございません。決算書の5ページに戻っていただきまして、こちら水道費の損益計算表になります。ちょっとはしよらせていただきます。

1 営業収益、給水収益等々ございまして、合計額が中段でございます7億5,859万5,733円、2番、営業費用、こちらの原水及び浄水費等々ございまして、その合計が7億6,141万9,837円で、その下になります。1と2のものを差し引きますと営業利益になります。こちらが、マイナスの282万4,104円となります。

3番、営業外収益でございます。こちら受取利息等々ありまして、合計額が1億656万8,402円となります。

4番、営業外費用、こちら支払利息等がありまして、合計額が2,079万4,973円となりまして、営業外費用の利益でございますが、こちらは差し引きますと8,577万3,429円とな

ります。その営業外費用と営業費用を足しますと、その下にあります経常利益となります。こちらが8,294万9,325円となります。

5番、特別利益でございますが、こちらについては、その他特別利益88万7,920円ございまして、こちらが先ほど言いました下今井のポンプの故障で保険がおりたというものでございます。

6番、特別損失等々、これも新会計制度移行に伴うその他特別損失がございまして、マイナスの2億4,293万4,205円となりまして、こちらは経常利益と合計いたしますと当年度純損失となりまして、マイナスの1億5,998万4,808円となります。こちらに、その他未処分利益余剰金変動額4億5,473万583円と合算しまして、当年度未処分利益余剰金が2億9,474万5,703円となるものでございます。

6ページでございます。こちらが、部長から先ほどもありました、こちらも新規の表でございます。キャッシュフロー計算書となっております、平成26年の資金の流れをあらわした表でございます。こちらもちょうど簡単にいかせていただきます。

1番、業務活動によるキャッシュフロー、こちらについては、営業に係る費用の流れでございます。当年度純損益からございまして、こちらの資金の流れがございまして、業務活動に関する全ての合計が3億5,837万1,603円となります。

2番の投資活動に係るキャッシュフロー、こっちは資産にかかわる資金の流れでございます。有形固定資産の取得等々ございまして、そちらの合計がマイナス5億9,927万5,925円となります。

3番……

[発言する者あり]

○上水道課長（小林信生君） 申しわけございません。じゃ、財務活動によるキャッシュフローです。こちら、借入金及び償却に係るものでございまして、合計額がマイナス7,712万8,528円となりまして、資金の増減額マイナスの3億803万2,850円となりまして、前期の期首の残額から差し引きまして、期末の残額は9億2,808万5,896円となり、これが貸借対照表の流動資金の現金預金と合致するものでございます。

では、続けてお願いします。7ページでございます。

預貯金計算書でございます。こちら、真ん中の横棒二本線があります。その上が25年度、下が26年度となります。

問題は26年度でございまして、その26年となった2段の上で移行処理というのがありま

す。こちらが、先ほどから言っております新会計制度に伴いまして、移行するための処理の欄でございます。こちらが軒並みマイナスになります。今まで償却しない資産を償却することなので、ここに計上しておりますのでマイナスになります。こういうことを踏まえまして、前年94億円ほどありましたものが約41億減額になりまして、資本合計が53億3,184万2,626円となります。

続いて、8ページお願いします。

こちらは議決案件になりますが、余剰金処分計算表になります。こちらの資本金及び資本余剰金については、先ほどの7ページに出ているものと同額でございます。議会の議決による処分がございませんので、そのまま同額となっております。

それでは、次にまた9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらもちよつとはしよらせていただきます。

固定資産、有形固定資産でございます。こちらの合計額は72億1,465万642円となります。無形固定資産は電話の加入等でございますが、ございませんので、固定資産の合計は先ほどの72億1,465万642円となります。

流動資産です。2番、こちらの合計が10億8,017万4,147円となり、流動資産の合計は82億9,482万4,789円となります。

10ページでございます。負債の部になります。

こちら3番、固定負債になります。固定負債の合計が2億7,396万9,167円となりまして、4番の流動負債の合計が引当金合計643万4,000円となり、流動負債の合計が2億7,626万3,744円となります。

5繰延収益でございまして、負債の合計は29億6,298万2,163円となります。

資本の部でございます。

資本金40億3,430万473円、余剰金の合計等々がありまして、最後に行きます。余剰金合計12億9,754万2,158円になりまして、資本の合計53億3,184万2,626円となりまして、負債資本合計は82億9,482万4,789円となり、こちらは資産の合計と合致するものでございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

先に所管の委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） ルネサスの撤退によって18%ぐらい水道料金が減収になる、こういうことですが、大変なこととして、効率的な経営をして乗り切っていきたいということのようですが、具体的にはどのようなものを想定して取り組んでいく予定でしょうか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 料金の増加は、はっきり言って見込めない状況です。新たに企業が入っていただければ、それが一番いいのかもわかりません。現状ですと、ちょっと料金の収入増額は見込めません。それに伴いまして、配水量に伴って有収水量、または無効水量というのがあります。料金にならない、それは漏水とか等々があります。そちらのほうの調査を現在強化して調べるような形をとって、無効水量をなるべく減らして行って無駄な水をつくらないという形の中で努力していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 無効水量と不明水をないようにしていきたいといっても、なかなか大変な額を、1億を超えるような減額になるわけですから、部長の給料を下水へ持っていったからといってもとても足りないわけですから、できるだけ効率的な、事業費を節約して、何とかこの収入を納まるような形で経営をぜひしていただきたいと思います。

もう1点お伺いしますが、配水池の耐震診断を1,300万ほどでいたしておりますけれども、結果はどうだったのでしょうか。配水池耐震診断結果、どんなぐあいだったか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 耐震診断の結果は、全ての配水池で強度はオーケーという形になっています。ただ、経年劣化が見られる場所があるという形の中の報告をいただいておりますので、去年度は大原配水池の補修、今年度は先ほど言いました西八幡の配水池の補修工事を発注して地震とかに備えているところでございます。

○委員長（清水正二君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 耐震診断の結果は、耐震性にはオーケーだということですが、じゃ、大原とかことしもやるようですが、それは耐震結果でなくて、経年劣化とかそういう部分を直すということの説明を受けましたが、耐震診断のあれは、一般家屋ですと震度5強とかに耐えられるというようなことになってはいますが、こうしたものはどの程度のものに耐えられるという基準になっているのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） こういう公共施設の部分については、レベル2という形で震度6強までの地震に耐えられるかどうかという判断をしているようです。ちょっと私もことし来たものであれですが、一応そのレベルまで来ていると。一応、地震では東海とかはないということですが、先ほど言いました一部劣化が見られるので、そういう部分を補修したほうがいいよという形の中で指導をいただいておりますので、その補修工事を行っているところでございます。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、所管の委員の質疑を終了いたします。

続いて、所管以外の委員の質疑を受けたいと思います。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） どこというわけじゃありませんが、先ほど水道事業の報告書の中の内容になると思いますが、老朽化が問題になっている管がどのくらいあるかという問題ですけれども、新しくバルブ替えが、布設替え工事をやりまして、1,948.3メートルが新しくされた。下水管の管渠整備についてでありますけれども、あと残りがどのくらい残っておって、いつまでにその老朽管を更新するのかということですので教えてください。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 老朽管という定義が、おおむね施工から40年を経過したものが老朽管という形になるんでございますが、そちらについて、数量的なものは今ちょっと水道ビジョンのほうで調べておりまして、そちらの中で計画をしているわけでございますが、40年経過するというのは、時間が過ぎると、道路、橋梁と一緒に、集中的に当初水道事業で布設替えをしましたので、年をいうと今仮に30%だとすると、あと5年、10年たつと急に上っていくような形になっております。その分の対処も考えるわけでございますが、40年で確実に布設替えをするのかというそういう論議もありますので、延命できるものについては、なるべく長く使っていっていきたくと。あと幹線管渠につきましては、こちらの耐震化等々でございまして、そういうものについては、地震等に対しても十分耐えられるものにやっていくという形の中で考えております。詳細については、現在水道ビジョンで作成中でございますのでよろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） それとの関連から、基幹管路の布設替え工事ですけれども、報告でいきますと今4,237メートルということでありますが、これは喫緊の問題じゃないかと思うんですけれども、これについては、いつまでに完了させるかということでありまして、ビジョンなんかの関係で計画は立っているのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 基幹管路というものが定義がございまして、配水池から避難所または指定の病院までの結ぶ管路を基幹管路と定義しております。こちらについて、かなり工事をしているわけですが、26年度末で予定する管渠の改修率が58%で、本年度、27年度末になりますと約75%で、28年度中で九十七、八ぐらいまでは行く予定でございまして、来年には一応基幹管路の耐震化というのは完了する予定でございまして。

○委員長（清水正二君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 時間が迫っております。アスベスト管については、水道ビジョンの中で平成25年度までに完成するというようになっておりましたが、今残っているんですか。

○委員長（清水正二君） 小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） 実際、今あるかないかと言いましたら、あります。場所が、竜王郵便局の前の国道52号の中に入っています。そちらで、25年度にやりたいという形で国とずっと折衝をしまして、去年、26年度で掘ってもいいよというお話をようやくいただける形になりまして、ことし、平成27年度に布設替えの工事を発注する予定で、今入札の公募になっているところでございまして。無事入札で応札がありまして落札になれば、本年度中に石綿管は全てなくなってきれいになるという予定でございまして。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

○委員（樋泉明広君） いいです。

○委員長（清水正二君） ほかに。

金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 水道事業、やはり利用者から当然、料金と申しますか水道料をいただいて、市の事業としては、収益と申しますか、それが図られる部門だと思うんですけれども、利用者からこんな声を聞いたんですが、なかなか夏場、非常に水道とは言えないような水がカランから出てくると。要は、非常に温まった水が出てきて、商売やっている方だとちよっ

と冷やしたいんだけど、これじゃ水道とは言えない、お湯じゃないかというような話も二、三聞いております。そういったところ、布設の深さ、非常に90センチとかなんとか聞いていますけれども、その辺の関係もあろうかと思えますけれども、やはり利用者に気持ちよく使っていただくということも大事だと思いますので、そういった苦情のところには、それ相応の対応をぜひともお願いして、水道を使っていただくということをお願いしたいと思えますけれども、よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 答弁、小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） そのお話、ことし夏、はっきり言って私どもも承知しております。具体的な場所は言えませんが、飲食店があるところなんです、場所が、配水管が行って行きどまりになるところでございまして、その配水管の延長の割には、使っている件数がものすごい少ないと。よどんで、ことしの夏の暑さでございましたので、規定どおりの深さには入れているんですが、どうしても温まってしまうということで、うちのほうもそれで何もできませんじゃ申しわけございませんので、新たに違う方向から水を送ってみるとか、双葉と、はっきり言いますと境ですので、その区域を若干動かしまして、違う人が使う領域までちょっと区域をふやしたりとかいうような形をいろいろとったんですが、なかなかうまくいきませんで、あとは方法としては20号ですが、もう一本管を入れなきゃいけないのかなという形と、あとコンサル等、正式に発注したわけですが、こういう事例があるけれども何かうまい方法ないかなという検討をしているところでございます。はっきり言って、ちょっとことしの暑さ、異常でございまして、今時分になるともうかなり水も冷たくなっていると思うんですが、その辺を検討しています。また、あとよどんでしまうので、ちょっと無効水量、さっきの話と逆行になりますが、ちょっとどこかで流して水を動かすと、夏場だけ。そういうこともできないかといういろいろな試行錯誤、錯誤までいきませんが試行しております。何とか努力して、市民の方に気持ちよく使っていただける水道になるため、努力したいと思えますのでよろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ質疑を終了いたします。

以上で審査を終了いたします。

これより本委員会に付託されました認定第12号 平成26年度甲斐市水道事業会計決算認

定の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、延べ5日間にわたる慎重審査、まことにご苦労さまでした。

なお、9月16日に配付いたしました平成28年度当初予算への要望書につきましては、所管する委員会の担当課事業で最重点のものを1事業選定の上、10月2日金曜日正午までに事務局に提出をお願いいたします。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 6時02分